

IBARAKI TOWN

茨城町 第6次 総合計画

後期基本計画
2023-2027

三世代が共に輝く元気交流空間

夢と希望を未来へつなぐまち



ごあいさつ



本町では、平成30年3月に総合的なまちづくりの指針となる茨城町第6次総合計画を策定し、目標とする町の将来像「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現に向けて、平成30年度からの5年を期間とする前期基本計画に掲げた各種施策を推進してまいりました。

しかしながら、この間も、人口減少や少子高齢化の急速な進行、それに伴う働く世代の減少、そしてデジタル田園都市国家構想などデジタル社会への移行や地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の実現、さらには規制緩和やグローバル化によってもたらされた地場産業の空洞化、多発する大規模自然災害など、本町を取り巻く社会情勢は複雑・多様化し、大きく流れを変えています。

このたび策定した後期基本計画は、これら様々な課題に一つひとつ向き合い、迅速かつ適切な対応を図るため、まちづくりの基本理念である、「住むことを誇れるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」、「協働のまちづくり」に基づいて、前期基本計画を継承・発展させるとともに、時代の潮流に対応する新たな視点と発想を加え、特に重点的に取り組むテーマとして位置づけた6つの重点プロジェクトを中心に各種施策を進めていくこととしております。

常に町民の幸せを願い、町の発展を念頭に置いて人々に愛され親しまれる茨城町固有の魅力を創出し、この町が多くの人々に選ばれ、住む人が今よりも豊かに安心して暮らせるまちとなるよう、全力でまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心にご審議いただきました茨城町総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

茨城町長 小林 宣夫

茨城町民憲章

昭和 59 年 11 月 9 日

制定

わたくしたちは、美しい自然と、豊かな大地にはぐくまれて、限りない躍進をつづける茨城町の仲間です。

美しく愛に満ちた郷土づくりに、責任と誇りをもって参加するため、ここに町民憲章を定めます。



- 1 ふるさとの自然を守り、
美しい環境の町をつくりましょう。
- 1 からだをきたえ、教養を高めて、
すこやかな町をつくりましょう。
- 1 隣人や家庭の愛を大切にして、
まごころのかよい合う町をつくりましょう。
- 1 自分の仕事に責任と誇りをもち、
活気に満ちた町をつくりましょう。
- 1 文化遺産を愛護し、
先人の努力に感謝できる町をつくりましょう。

町の花「桜」



町の木「梅」



町の鳥「うぐいす」



目次

序論 1

第1章 茨城町第6次総合計画後期基本計画とは 2

- 1 なぜ計画をつくるのか 2
- 2 計画の位置づけと役割 3
- 3 計画の構成と期間 4
- 4 計画づくりで重視したこと 5

第2章 基本構想の概要 6

- 1 まちづくりの基本理念 6
- 2 将来像 7
- 3 人口の目標 8
- 4 計画の体系 9

第3章 町民の声と時代の流れ 10

- 1 反映すべき町民の声 10
- 2 対応すべき時代の流れ 17

後期基本計画 23

第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち 24

- 1-1 保健・医療 24
- 1-2 子育て支援 28
- 1-3 高齢者支援 31
- 1-4 障がい者支援 34
- 1-5 地域福祉 37
- 1-6 国民年金・低所得者福祉 40

第2章 快適で安全・安心な生活環境のまち 41

- 2-1 環境保全 41
- 2-2 ごみ処理等環境衛生 44
- 2-3 上・下水道 46
- 2-4 公園・緑地 49
- 2-5 消防・防災 51
- 2-6 交通安全・防犯 54
- 2-7 消費者対策 57

第3章 次代を担う人を育む教育・文化のまち	59
3-1 学校教育	59
3-2 生涯学習	63
3-3 スポーツ	66
3-4 文化芸術・文化財	69
3-5 青少年健全育成	72
第4章 活力と交流あふれる元気産業のまち	74
4-1 農林水産業	74
4-2 商工業	77
4-3 観光・交流	79
4-4 雇用対策	83
第5章 未来への生活基盤が整ったまち	85
5-1 土地利用・市街地整備	85
5-2 道路・公共交通	88
5-3 情報化	91
5-4 住宅、定住・移住対策	93
第6章 みんなの力でつくる自立したまち	96
6-1 町民参画・協働	96
6-2 コミュニティ	98
6-3 人権尊重	100
6-4 男女共同参画	102
6-5 行財政運営	104
重点プロジェクト	107

序 論



第 1 章

茨城町第6次総合計画後期基本計画とは

1 なぜ計画をつくるのか

本町では、ラムサール条約湿地に登録された“世界の涸沼”に代表される水と緑の豊かな自然、多様な農畜水産物、水戸市に隣接する恵まれた立地条件や道路条件をはじめ、本町ならではの特性・資源を生かした魅力あふれるまちづくりを進めるため、平成30年3月に、基本構想（平成30年度～令和9年度）と前期基本計画（平成30年度～令和4年度）からなる茨城町第6次総合計画「いばらきまち未来への道しるべ」を策定し、将来像として掲げた『三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち』の実現に向け、町民とともに様々な取り組みを積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、この間、少子高齢化・人口減少の一層の進行、全国各地における大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化してきています。

また、町内においては、依然として人口減少が進み、これを食い止めることが大きな課題となっているほか、町民アンケート調査の結果をみると、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“快適・安全・安心な住環境の整備”、“子育て環境・教育環境の充実”が引き続き強く求められています。

こうした社会・経済情勢の変化や町の課題、町民の声に的確に対応しながら、将来像を実現するため、前期基本計画の計画期間が終了することを機に、新たな視点と発想を加え、後期5年間のまちづくりの指針として、茨城町第6次総合計画「いばらきまち未来への道しるべ」後期基本計画を策定します。

2 計画の位置づけと役割

本計画は、基本構想・前期基本計画を踏まえ、引き続き次のような位置づけと役割を持つ計画として策定しました。

計画の位置づけ

茨城町の「最上位計画」

本町が策定・推進する各種計画のうち、最も上位に位置する「最上位計画」であり、町が行うあらゆる活動の基本となるものです。

計画の役割

茨城町民にとっては

まちづくりの共通目標

まちづくりの方向性や必要な取り組みを行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための共通目標です。

茨城町行政にとっては

総合的な経営指針

新たな時代の自立した茨城町をつくり上げ、持続的に発展させていくための総合的な経営指針です。

国・茨城県・周辺自治体に対しては

町の主張・情報発信

必要な施策を要請するための茨城町の主張を示すとともに、全国に向けて茨城町を積極的に情報発信するものです。

3 計画の構成と期間

本計画は、「後期基本計画」と「実施計画」からなっています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

後期 基本計画

基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や町民の声、時代の流れなどを踏まえ、各分野において今後取り組む主要な施策や数値目標などを示したものです。

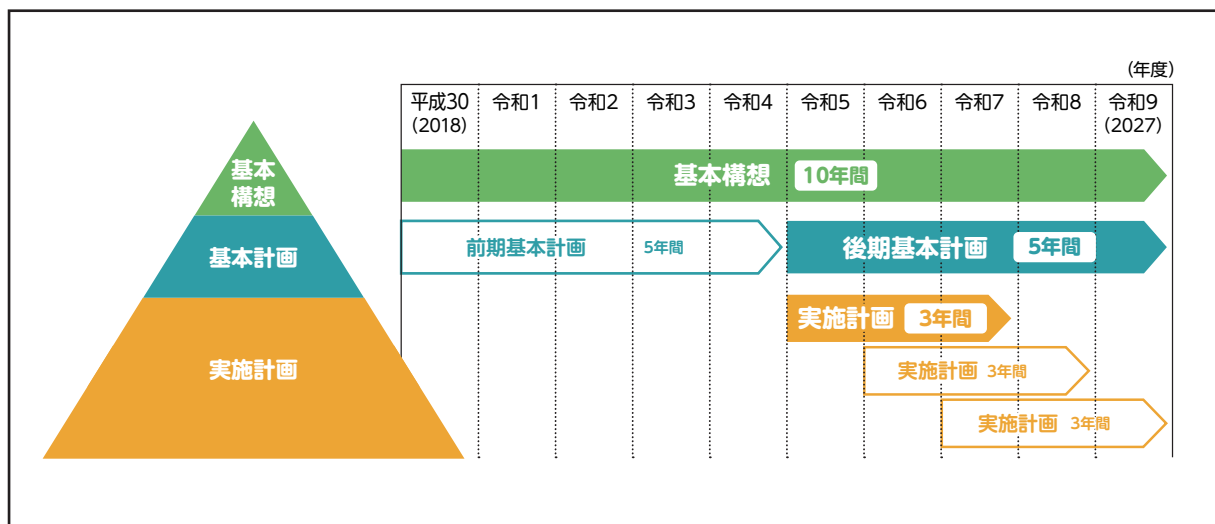
計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

実施計画

後期基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、別途策定するものとします。

計画の期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。

計画の期間



4 計画づくりで重視したこと

本計画は、基本構想・前期基本計画を踏まえ、引き続き次のような視点を重視して策定しました。

■ “読んでわかる”計画づくり

町民が本計画を読んで理解し、共感し、まちづくりに積極的に参画・協働することができるよう、町民の声の反映を重視するとともに、町民の目線に立ったシンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、“読んでわかる”計画として策定しました。

■ “あるもののばし”の計画づくり

本町ならではの魅力をさらに高め、誇りうるまちづくりを進めるため、本町の特性・資源を再発見・再認識し、それを生かして茨城町らしさを追求する、“ないものねだり”だけではなく、“あるもののばし”の計画として策定しました。

■ “行政経営の効率化”につながる計画づくり

厳しい財政状況が続く中、自立した町をつくり上げ、将来にわたって持続していくことができるよう、行財政改革との密接な連携の確保、施策の選択と集中などを行い、“行政経営の効率化”につながる計画として策定しました。

第2章

基本構想の概要

1 まちづくりの基本理念

1 住むことを誇れるまちづくり

町民一人ひとりの命や個性、暮らしを大切に、定住環境の総合的なレベルアップを図り、本町に住んでいること、本町に移り住むことを誇りに思えるまちづくりを進めます。

2 人が行き交うまちづくり

農業を柱とした多様な産業活動、文化・スポーツ活動をはじめとする町民活動、本町ならではの特性・資源を生かした交流活動の活発化を促し、多くの人々が行き交うまちづくりを進めます。

3 協働のまちづくり

町民や関係団体、民間企業、大学等と行政との連携・協力体制をさらに強化し、多くの人々が知恵と力を合わせ、協働するまちづくりを進めます。

2 将来像

すべての分野において、農業や“世界の酒沼”をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かしながら、「住むことを誇れるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」、「協働のまちづくり」を進め、子どもも高齢者も、住む人も訪れる人も、本町にかかわるすべての人が笑顔でふれあい、交流し、元気になる、夢と希望に満ちあふれたまちをみんなでつくり上げ、未来へつないでいくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち



3 人口の目標

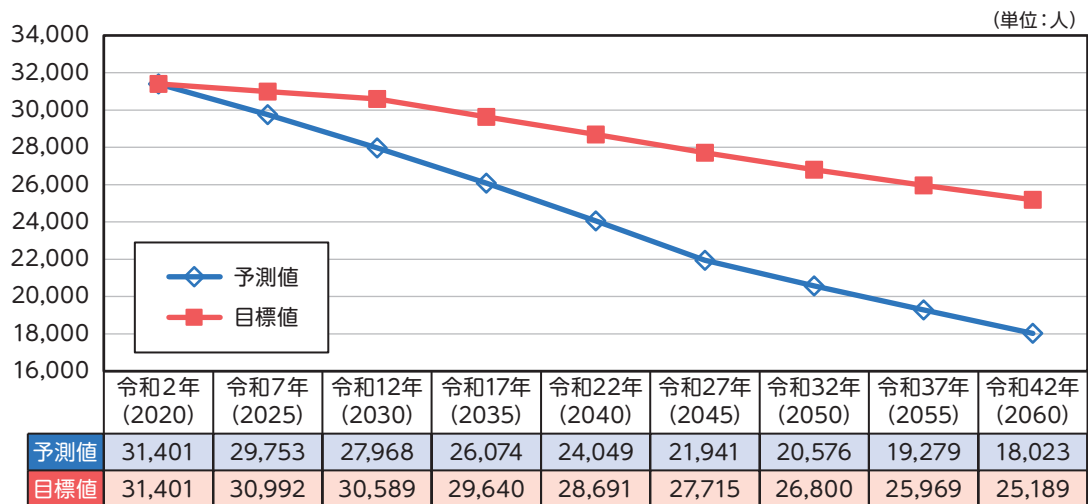
人口の目標は、令和元年度に改定した「茨城町人口ビジョン」に基づき、次のとおり見直しを行いました（国勢調査ベース）。

なお、「茨城町人口ビジョン（改定版）」では、本町の人口の将来展望として、「令和42（2060）年に25,100人程度の確保を目指す」と定めており、本計画の目標年度である令和9年度の人口の予測値・目標値については、その過程の数値を算出したものです。

令和9年度の人口の予測値と目標値

予測値 29,040人
目標値 30,830人

長期的な人口の予測値と目標値（「茨城町人口ビジョン」より）



注1) 予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計による。

注2) 目標値は、合計特殊出生率の上昇や今後の人口移動予測を加味した町独自の推計による。

注3) 「茨城町人口ビジョン」では、予測値・目標値ともに5年ごと（国勢調査年）の数値となっているため、令和9年度の数値は、按分して算出し、10人単位としている。

4 計画の体系

分野目標

施策項目

1 健やかでやさしい
健康・福祉のまち

- ① 保健・医療
- ② 子育て支援
- ③ 高齢者支援
- ④ 障がい者支援
- ⑤ 地域福祉
- ⑥ 国民年金・低所得者福祉

2 快適で安全・安心な
生活環境のまち

- ① 環境保全
- ② ごみ処理等環境衛生
- ③ 上・下水道
- ④ 公園・緑地
- ⑤ 消防・防災
- ⑥ 交通安全・防犯
- ⑦ 消費者対策

3 次代を担う人を育む
教育・文化のまち

- ① 学校教育
- ② 生涯学習
- ③ スポーツ
- ④ 文化芸術・文化財
- ⑤ 青少年健全育成

4 活力と交流あふれる
元気産業のまち

- ① 農林水産業
- ② 商工業
- ③ 観光・交流
- ④ 雇用対策

5 未来への生活基盤が
整ったまち

- ① 土地利用・市街地整備
- ② 道路・公共交通
- ③ 情報化
- ④ 住宅、定住・移住対策

6 みんなの力でつくる
自立したまち

- ① 町民参画・協働
- ② コミュニティ
- ③ 人権尊重
- ④ 男女共同参画
- ⑤ 行財政運営



第3章

町民の声と時代の流れ

1 反映すべき町民の声

本町では、本計画への町民の声の反映を重視し、令和3年9月に、18歳以上の町民3,000人を対象とした町民アンケート調査（回収結果：有効回収数1,032、有効回収率34.4%）を行いました。その結果の中から、代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

①まちに対する愛着・誇りと今後の定住意向

まちに対する愛着・誇り

「感じている」が54.9%（前回53.7%）

今後の定住意向

“住み続けたい”が63.6%（前回69.4%）

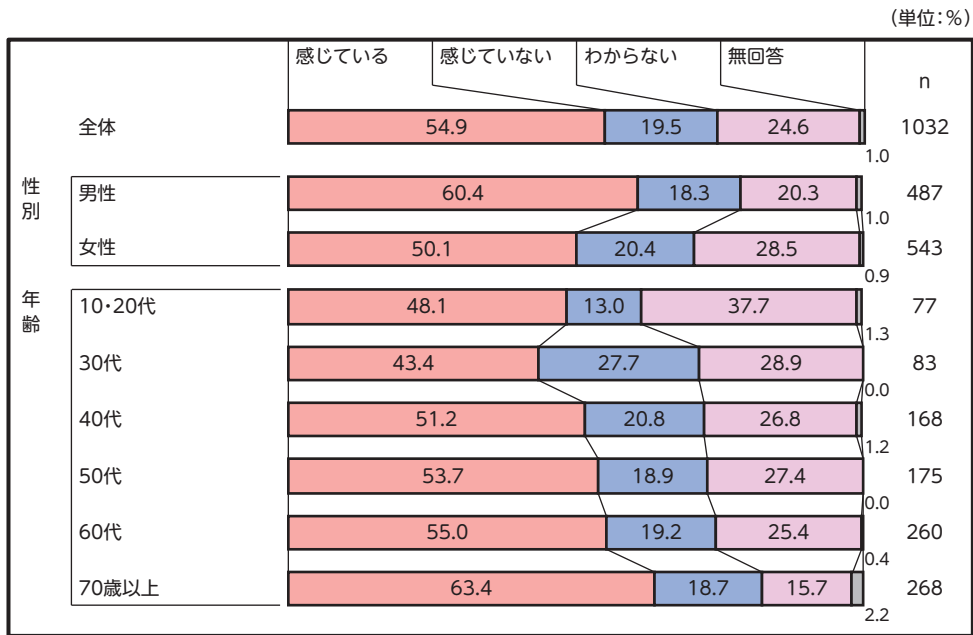
※上記は、「住み続けたい」35.3%と「できれば住み続けたい」28.3%を合算した数字です。

まちに対する愛着・誇りと今後の定住意向については、次のグラフのとおりで、前回のアンケート結果（平成28年）と比べると、愛着・誇りはほぼ同率ですが、定住意向はやや低下しています。

性別・年齢別でみると、愛着・誇り、定住意向ともに男性よりも女性で低く、年齢層が低くなるほど低下する傾向にあります。

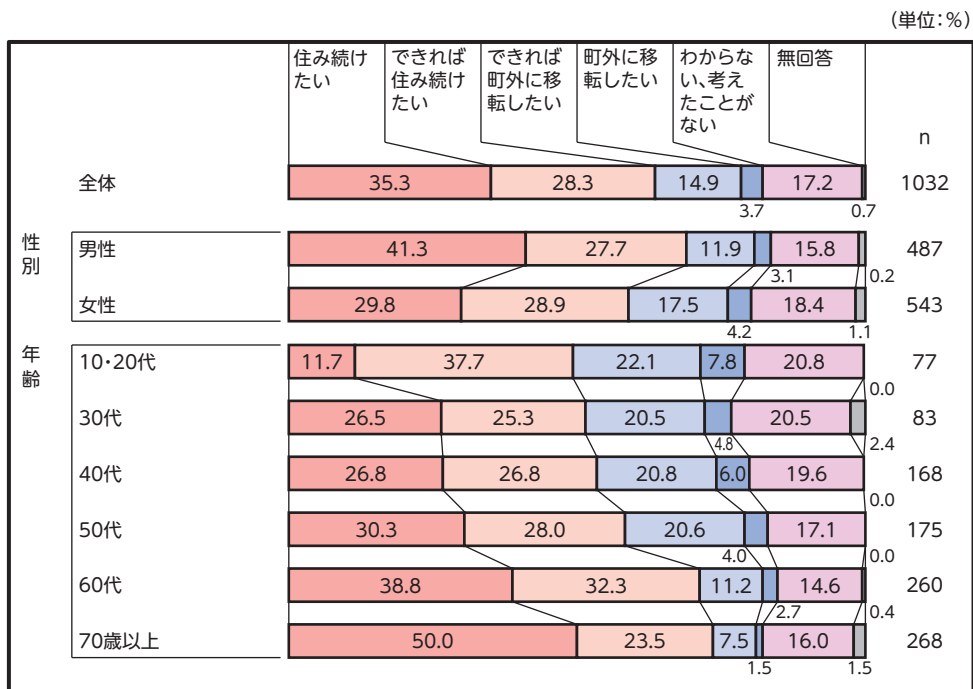
これらのことから、女性や若者の愛着・誇り、定住意向を強める環境づくりをいかに進めていくかが今後の課題としてあげられます。

設問 あなたは、茨城町に愛着や誇りを感じていますか。
(全体・性別・年齢別)



注) 各比率は、小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合もある(以下同様)。

設問 あなたは、茨城町にこれからも住みたいと思いますか。
(全体・性別・年齢別)



②まちの各環境に関する満足度

満足度が高い項目

- 第1位 水道の整備状況
- 第2位 消防・救急体制
- 第3位 保健サービス提供体制
- 第4位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第5位 環境保全の状況

満足度が低い項目

- 第1位 公共交通の状況
- 第2位 道路の整備状況
- 第3位 観光振興の状況
- 第4位 雇用対策の状況
- 第5位 定住・移住促進対策の状況

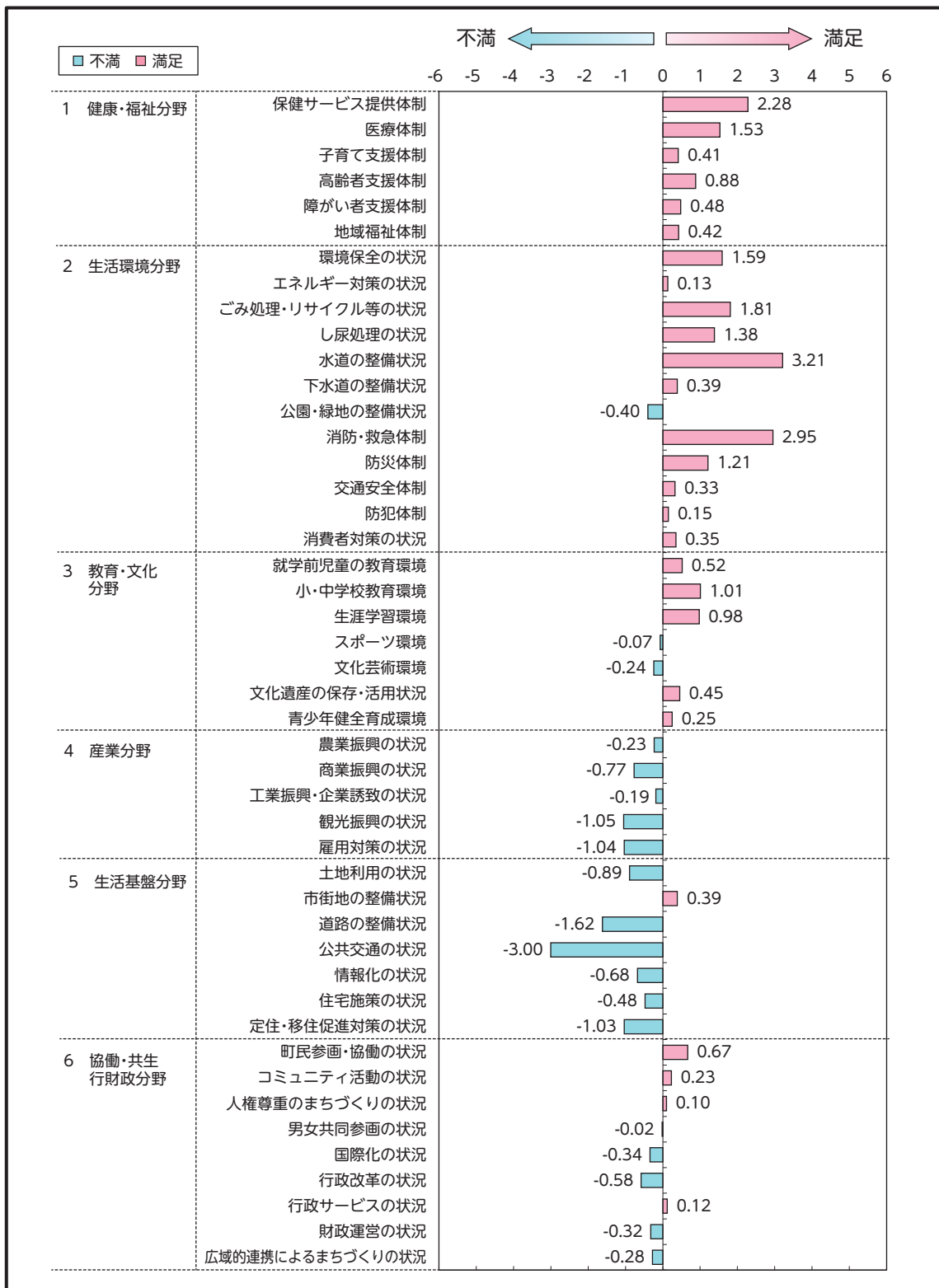
まちの各環境に対する町民の満足度を把握するため、6分野46項目を設定し、項目ごとに、「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、次のグラフのとおりで、健康・福祉分野と生活環境分野、教育・文化分野の満足度が高く、産業分野と生活基盤分野（特に公共交通と道路）の満足度が低くなっており、農業・商工業・観光などの産業の振興と雇用対策、公共交通や道路をはじめとするまちの基盤づくりに課題を残しているといえます。

なお、前回のアンケート結果と比べると、8割近くの項目（46項目中36項目）の満足度が上がっており、特に満足度が大幅に上がった項目をみると、「工業振興・企業誘致の状況」、「防災体制」、「小・中学校教育環境」で、企業誘致や防災、学校教育に力を入れてきたことが評価される結果となっています。

設問 あなたは、以下の項目について、現在どの程度満足していますか。

(単位:評価点)



注) 評価点は、「満足している」の回答者数×10点+「どちらかといえば満足している」の回答者数×5点+「どちらともいえない」の回答者数×0点+「どちらかといえば不満である」の回答者数×-5点+「不満である」の回答者数×-10点)÷(それぞれの回答者数の合計)により算出。

③まちの各環境に関する重要度

重要度が高い項目

- 第1位 医療体制
- 第2位 水道の整備状況
- 第3位 消防・救急体制
- 第4位 下水道の整備状況
- 第5位 高齢者支援体制
- 第5位 道路の整備状況（同点5位）
- 第7位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第8位 保健サービス提供体制
- 第9位 防犯体制
- 第10位 公共交通の状況

まちの各環境に対する町民の重要度を把握するため、満足度と同じ6分野46項目について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

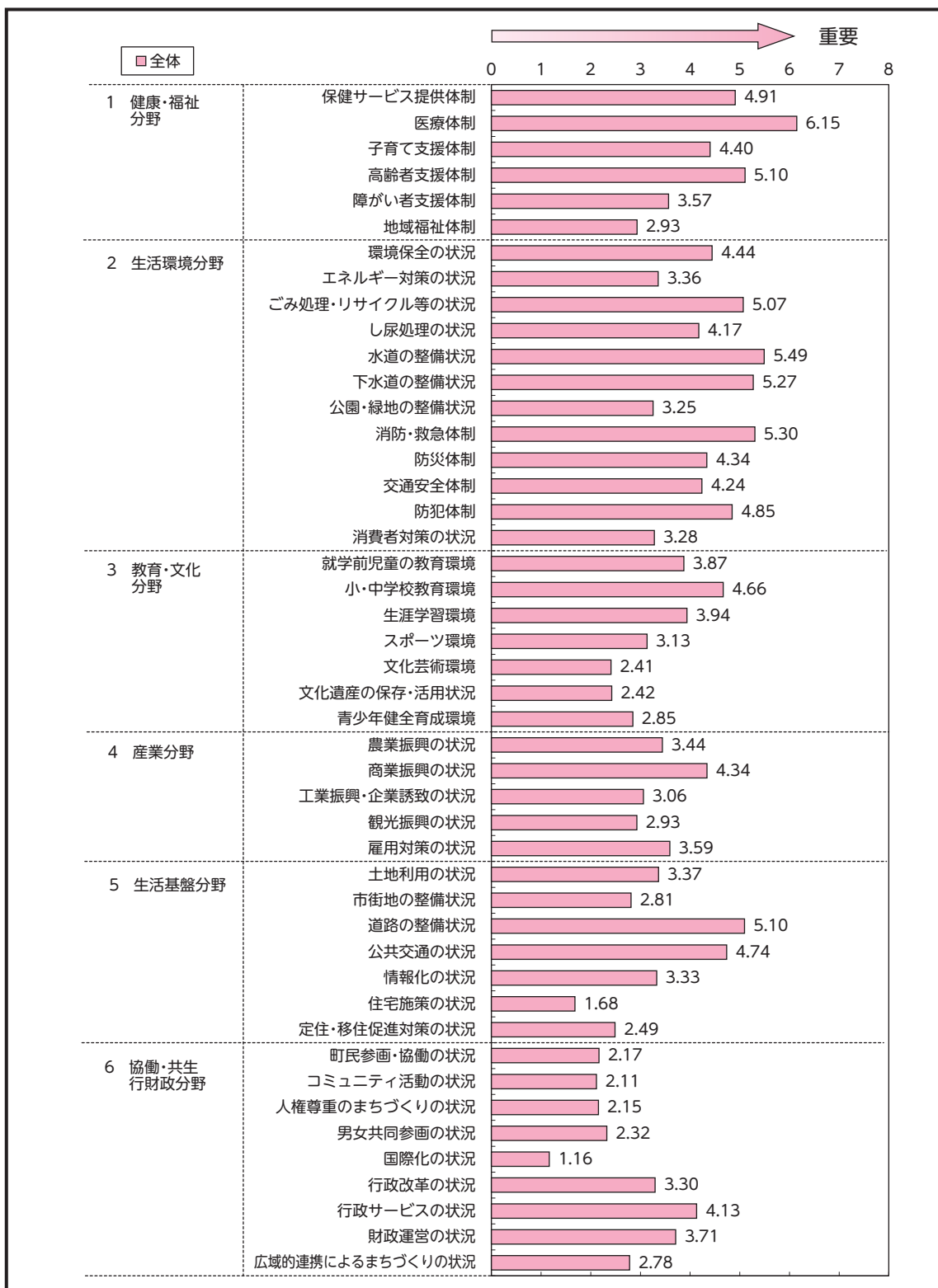
その結果、次のグラフのとおりで、これら上位10項目をみると、生活環境分野の項目が5項目、健康・福祉分野の項目が3項目、生活基盤分野の項目が2項目で、“快適・安全・安心な住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”、そして“道路・公共交通の充実”が重視されていることがうかがえます。

なお、前回のアンケート結果と比べると、約4割の項目（46項目中18項目）の重要度が上がっており、特に重要度が大幅に上がった項目をみると、「公共交通の充実」、「消費者対策の充実」、「土地利用の状況」となっています。

設問

あなたは、以下の項目について、今後どの程度重視していますか。

(単位:評価点)



注) 評価点は、「重視している」の回答者数×10点+「やや重視している」の回答者数×5点+「どちらともいえない」の回答者数×0点+「あまり重視していない」の回答者数×-5点+「重視していない」の回答者数×-10点)÷(それぞれの回答者数の合計)により算出。

④今後のまちづくりの特色

今後のまちづくりの特色

- 第1位 健康・福祉のまち
- 第2位 快適住環境のまち
- 第3位 子育て・教育のまち
- 第4位 災害に強いまち
- 第5位 農業のまち

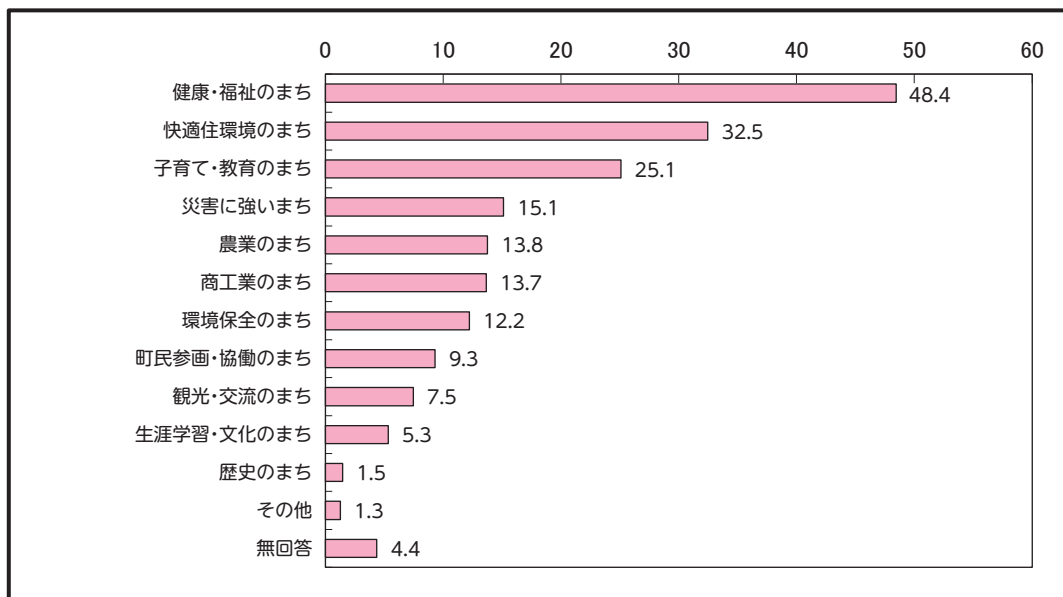
今後のまちづくりの特色については、次のグラフのとおりで、前問の「まちの各環境に関する重要度」の結果を裏づけるように、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“快適・安全・安心な住環境の整備”や“子育て環境・教育環境の充実”が望まれていることがうかがえます。

前回のアンケート結果と比べると、第5位までの項目は同様で、大きな変化はみられませんでした。

設問

あなたは、今後のまちづくりにおいて、茨城町をどのような特色のあるまちにすべきだと考えますか。(複数回答)

(単位：%)



2 対応すべき時代の流れ

基本構想・前期基本計画を策定してからおよそ5年が経過しましたが、国や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきています。今後のまちづくりにおいて対応すべき代表的な時代の流れは、次のとおりです。

1 加速する少子高齢化・人口減少

わが国では、出生数が年々減少し、少子化がさらに深刻化しつつあるとともに、高齢化率も世界一の水準で推移し、令和18年には3人に1人が高齢者となることが予測されています。

また、少子化に伴い人口も急速に減少してきており、地方創生^{*1}に向けた取り組みの強化が強く求められています。

このため、本町においても、結婚から子育てに至る切れ目のない支援の推進や高齢者支援の充実、定住・移住の促進をはじめ、少子高齢化対策・人口減少対策を積極的に進めていく必要があります。

2 さらに高まる安全・安心への意識

全国各地における地震災害や大雨災害などの発生、新型コロナウイルス感染症の流行、子どもを巻き込む犯罪や事故、特殊詐欺による被害の発生などに伴い、人々の安全・安心に対する意識がさらに高まってきています。

このため、本町においても、いつ起こるかわからない大規模災害に備えた防災・減災体制の強化や地域ぐるみの防犯対策・消費者対策の推進をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていく必要があります。

^{*1} 人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

3 求められる脱炭素社会の形成

地球温暖化がさらに深刻化し、異常気象や生態系の崩壊等を引き起こしているほか、国や地域においても、自然の減少や海・河川の水質汚濁、大気汚染等の環境問題が発生し、あらゆる主体が環境の保全や資源・エネルギーの循環、そして脱炭素社会^{※2}の形成に向けた具体的な行動を起こすべき時代を迎えています。

このため、本町においても、自然環境の保全や廃棄物のリサイクル、再生可能エネルギーの導入をはじめ、脱炭素社会の形成に向けた取り組みを進めていく必要があります。

4 進展する教育への取り組み

わが国では、教育をめぐる環境が大きく変化する中、将来の社会の変化を見据え、「コロナ後の教育や学習の在り方」や「誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出される制度等の在り方」などを盛り込んだ第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）を策定し、新たな教育の振興に向けた取り組みを進めつつあります。

このため、本町においても、こうした動きを踏まえ、また地域資源を十分に生かし、特色ある教育行政を進めていく必要があります。

5 厳しさを増す地方の産業・経済

新型コロナウイルス感染症の流行によるわが国全体の景気の悪化、少子高齢化・人口減少の進行による担い手不足などを背景に、地方の産業・経済をめぐる情勢は厳しさを増しており、地域全体の活力の低下や雇用の場の不足が大きな問題となっています。

このため、本町においても、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、またコロナ後の展開を視野に入れながら、産業・経済の活性化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

※2 地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。

6 さらに進む情報化・デジタル化、グローバル化

ICT^{*3}の利活用により、情報通信環境はさらに向上し続けているほか、AI^{*4}やロボット、ドローン^{*5}なども生活に身近なものとなるなど、「Society 5.0^{*6}」といわれる新たな社会を迎えています。また、人・物・情報の国境を越えた交流がさらに活発化し、社会・経済のすみずみまでグローバル化^{*7}が進んでいます。

このため、本町においても、情報化・デジタル化やグローバル化をこれからのまちづくりに欠かせない社会基盤の一つとしてとらえ、積極的に取り組んでいく必要があります。

7 重要性を増す支え合い、ともに生きる社会づくり

家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に地域で支え合う機能、コミュニティ機能の弱体化が懸念されていますが、少子高齢化が進む中、また大規模災害が相次ぐ中、地域でお互いに支え合い助け合い、ともに生きていくことの重要性が再認識されてきています。

このため、本町においても、あらゆる分野において、人と人が支え合う地域づくり、コミュニティ機能の強化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

8 求められる地方の自立と住民の参画・協働

地方分権改革^{*8}が進められる中、これからの地方自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、自らの権限と財源によって、独自の政策を展開していくことが、これまで以上に強く求められます。

このため、本町においても、町民や関係団体、民間企業、大学等の多様な主体の参画・協働を促すとともに、行財政運営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能な経営体制を確立していく必要があります。

*3 Information and Communications Technologyの略。情報通信技術。

*4 Artificial Intelligenceの略。人工知能。

*5 無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機。

*6 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。

*7 地球規模化。地球規模で様々な物や情報などがやりとりされること。

*8 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革。

9 世界各国で進むSDGsに基づく取り組み

国連サミットで採択されたSDGs^{※9}に基づき、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」をはじめとする17の共通目標の達成に向けた取り組みが世界各国で進められており、わが国においても、推進本部を設置し、積極的に取り組んでいます。

このため、本町においても、こうした世界や国の動きを十分に踏まえ、共通目標の達成に向けた活動に取り組んでいく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※9 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。国連加盟193か国が平成28(2016)年から令和12(2030)年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

SDGsと自治体行政の関係

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>貧困 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>教育 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー ジェンダーの平等^{※10}を達成し、すべての女性と女児のエンパワメント^{※11}を行う</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク^{※12})を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>インフラ、産業化、イノベーション^{※13} 強靱(レジリエント^{※14})なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>

※10 男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃することをいう。

※11 empowerment.能力を身につけることや権限を与えること。

※12 権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を指す。

※13 新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新をもたらすこと

※14 弾力や柔軟性があるさま。

<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>不平等 国内及び国家間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費と生産 持続可能な消費生産形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進めるうえで持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R^{※15}の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>海洋資源 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作るうえでも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ^{※16}を活性化する</p> <p>自治体は公的/民間セクター、住民、NGO^{※17}/NPO^{※18}など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

※上記資料は次の資料を参考に作成。

1. UCLG (United Cities and Local Governments) (「私たちのまちにとってのSDGs (持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン (2018年3月版 (第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集))
2. 外務省パンフレット「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

※15 リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)。

※16 国、政府、民間、市民等の連携のこと。

※17 貧困・飢餓や紛争、環境破壊や災害など世界で起きている様々な課題に、政府や国際機関とは異なる「民間」の立場から、利益を目的とせず取組む市民団体。

※18 Nonprofit Organization・特定非営利活動団体。多種多様な社会活動を行う非営利の民間組織。

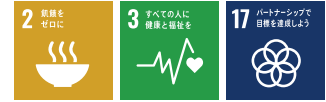
後期基本計画



第1章

健やかでやさしい健康・福祉のまち

1-1 保健・医療



目的と方針

すべての町民がともに支え合い、健康で幸せに暮らせる社会づくりを目指し、健康寿命^{※19}の延伸に向けた町民の主体的な健康づくりの促進をはじめ、地域医療体制の充実、国民健康保険制度の適正運営に努めます。

現状と課題

生活習慣病が増加し、これに起因する認知症や寝たきり等の要介護者も増加し、深刻な問題となっているほか、こころの健康問題や新型コロナウイルス感染症対策などの課題も残されています。

本町における令和2年の死因別死亡数に占める3大死因（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）の割合は54.4%を占めており、このうち死因第1位である悪性新生物（がん）の検診受診率については、胃・肺・大腸がんは県平均を上回っていますが、子宮頸がん・乳がんは県平均を下回っています。

また、血圧の有所見率が男女ともに高く、高血圧症が要因となる脳血管疾患の死亡割合は国・県よりも高くなっています。

このような状況から、令和2年度に「第3次茨城町健康増進計画・食育推進計画」（令和3年度～令和7年度）を策定し、「茨城町国民健康保険第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」（平成30年度～令和5年度）と整合性を図りながら、栄養・運動・休養など、6つの分野で様々な施策に取り組んできました。

今後は、各種健診やがん検診の受診率向上のための取り組みを充実させるとともに、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症及び重症化予防に努める必要があります。

また、すべての町民が健康づくりに関心を持ち、自ら積極的に取り組めるよう、意識の向上につながる効果的な支援を展開していくことが必要です。

※19 認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間。

医療については、町内に独立行政法人国立病院機構水戸医療センターのほか民間医療機関が充実している一方、休日夜間の診療や小児科を標榜している医療機関が少ないなど、近隣市町村の医療機関による協力が必要です。

今後は、高齢化の急速な進行に伴い、医療ニーズも高度化・多様化していくことが見込まれることから、地域医療体制のさらなる充実を進めていく必要があります。

主要施策

1-1-1 健康づくりに関する指針の見直し

実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、「第3次茨城町健康増進計画・食育推進計画」、「茨城町国民健康保険第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」の見直しを行います。

1-1-2 健康づくり支援体制の充実

- ① 町民主体の健康づくりを支援するため、健康づくりボランティア団体の育成と活動支援の充実を図ります。
- ② 食事や運動、休養など、健康づくりに関する教室や病態別健康教室等を開催し、正しい知識の啓発に努めます。
- ③ 高齢者の健康づくり、フレイル^{*20}予防に向け、シルバーリハビリ体操の普及や福祉分野と連携した介護予防事業の充実を図ります。
- ④ 各種健診やがん検診の受けやすい体制を整え、受診者数の増加を図ります。

1-1-3 生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底

- ① 高血圧や糖尿病など、生活習慣病の発症予防に関する正しい知識の啓発に努めます。
- ② 生活習慣病の悪化予防対策として、治療の継続や生活習慣改善の必要性など、個人に合わせた保健指導を行うとともに、医療機関等との連携により、重症化予防に努めます。

*20 加齢によって心身が衰え、活動量が全体的に低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

1-1-4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実

- ① 精神疾患・身体疾患等により妊娠期から支援を必要とする妊産婦の早期把握と切れ目のない支援に努めます。
- ② 産後うつ病の早期発見・早期支援に努め、育児の孤立化等による乳幼児虐待防止に取り組むなど、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。
- ③ 乳幼児健診未受診児など、保護者及び兄弟も含めた家庭での状況把握と適切な支援に努めます。

1-1-5 地域医療体制の充実

町内外の医療機関との連携や二次救急医療における負担金補助、休日夜間緊急診療所の広域的連携を図るなど、地域医療体制の充実に向けた取り組みを進めます。

また、新たな感染症等が流行した際には、関係機関と連携しながら迅速な対応を図ります。

1-1-6 国民健康保険制度の適正運営

- ① 疾病の早期発見・早期治療を図るため、被保険者に対する特定健康診査や特定保健指導などの保健事業の充実を図ります。
- ② 医療費抑制に向けた取り組みとして、ジェネリック医薬品^{※21}の利用促進等に努めます。

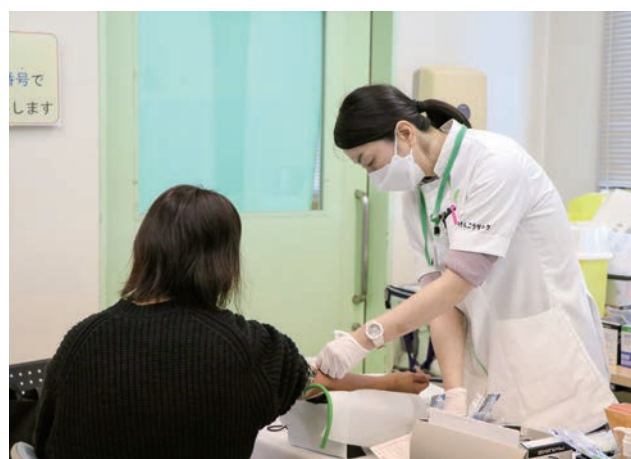
※21 後発医薬品。同等の効き目で比較的安価である。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
特定健康診査受診率	%	34.7	46.0
特定保健指導率(終了率)	%	8.0	37.0
がん検診受診者数	人/年	8,847	8,900
高血圧の人の割合	%	15.0	14.0
高血糖の人の割合	%	60.4	59.5
肥満の人の割合	%	31.7	30.5
喫煙する人の割合	%	13.6	12.5
健康づくりボランティア人数	人	130	140
乳幼児健康診査未受診児数	人/年	41	35



シルバーリハビリ体操



健康診査

1-2 子育て支援



目的と方針

子どもを安心して生み育てられる夢と希望を未来へつなぐまちを目指し、子育て支援サービスや保育サービスなどの充実に努めるとともに、結婚を希望する男女を応援する取り組みを進めます。

現状と課題

わが国では、生まれる子どもの数が年々減少し、少子化が加速しており、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりが強く求められています。

本町では、急速に進む少子化に対応するため、令和元年度に「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、各種の子育て支援施策を推進してきました。

地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターをはじめ、保育所や認定こども園などで実施し、子育てに関する不安感や負担感の軽減等に努めていますが、今後とも、民間事業者との連携を強化することで、質の向上を図り、地域全体のサービス提供体制を充実させていく必要があります。

放課後児童クラブについては、4小学校区ごとに開設し、保護者の就労支援と児童の健全育成に努めていますが、就労形態の多様化が進む中、適切な遊び及び生活の場の充実が求められています。

また、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善や業務負担の軽減により就業継続・離職防止を図ることが求められています。

児童虐待等については、近年、県内の児童相談所が対応した件数は増加傾向にあります。このような中、発生予防として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じ、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見することが重要です。

今後は、このような状況を踏まえ、「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、また見直しを行いながら、町全体で子育てを応援する体制の強化を進めていく必要があります。

また、本町では、少子化対策の一環として、結婚を希望する男女を支援するため、令和3年度に「茨城町きらりキューピット結婚支援センター」を開設するとともに、「茨城町きらりキューピット隊」を設立し、出会いから結婚までのサポートを行っているほか、これらを通じて結婚した男女に結婚祝い金を給付しています。

しかし、本町の未婚率は男女ともに県平均を上回っており、今後ともこれらの事業を充実させていく必要があります。

主要施策

1-2-1 子育て支援に関する指針の見直し

実情に即した子育て支援施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行います。

1-2-2 子育て支援サービスの充実

- ① 地域子育て支援拠点事業において、民間事業者とのネットワークの構築を図り、子育て中の保護者のニーズを的確に把握し、支援活動の充実に努めます。
- ② 放課後児童クラブにおいて、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

1-2-3 保育サービスの充実

- ① 民間事業者の保育サービスと連携し、病児保育事業など保育内容の充実や低年齢児の受け入れ枠の確保に努め、子育てと就労が両立できる環境の整備を図ります。
- ② 民間事業者の保育サービスにおいて、保育士数の不足により乳幼児を受け入れられない状況があることから、保育士が働きやすい職場環境の整備を促進します。

1-2-4 要保護児童等への対応

児童虐待の早期発見と適切な対応を目指し、子ども家庭総合支援拠点の設置のもと、児童虐待防止対策の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携し、地域で子どもを見守る体制づくりを進めます。

1-2-5 結婚を希望する男女への支援

結婚を希望する男女を支援するため、「茨城町きらりキューピット結婚支援センター」の利用促進、「茨城町きらりキューピット隊」の活動促進に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
病児保育事業実施施設数	施設	2	4
「茨城町きらりキューピット結婚支援センター」 会員数	人	126	250



子育て支援センター

1-3 高齢者支援



目的と方針

住み慣れたまちでともに支え合い、高齢者がいつまでも幸せに暮らせるまちを目指し、地域包括ケアシステム^{※22}の構築に向けた各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

わが国の高齢化率は、世界一の水準で推移し、超高齢社会を迎えています。このような中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みを進めています。

令和2年の国勢調査結果によると、本町の高齢化率は35.1%と国や県の水準を上回っており、3人に1人以上が65歳以上となっています。

今後、本町の高齢化はさらに加速していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みの充実、地域住民等の多様な主体によるサービスの提供をはじめ、高齢者支援の充実は引き続き町全体の重要課題となっています。

このような中、本町では令和2年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、制度改正等に対応し、「茨城町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた各種施策を着実に推進し、住み慣れたまちでともに支え合い、高齢者がいつまでも幸せに暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

※22 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

主要施策

1-3-1 高齢者支援推進体制の充実

- ① 各種制度やサービス内容を広く周知するとともに、地域包括支援センターを中心に、地域全体で高齢者を支援する体制の構築に努めます。
- ② 実情に即した高齢者支援施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の見直しを行います。

1-3-2 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進

- ① 高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、長生大学をはじめ、生涯学習・文化・スポーツ活動への参加を促進します。
- ② 高齢者が豊富な知識や経験、技術を生かし、自主的に社会参加することができるよう、活躍の場を提供するとともに、高年者クラブやシルバー人材センターの活動支援に努めます。

1-3-3 介護保険サービスの充実

要支援・要介護認定者を対象とした、重度化防止や在宅での生活支援に向けた各種の居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービスの充実を促進します。

1-3-4 地域支援事業の充実

- ① 地域住民等の多様な主体の参画による訪問型・通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業と、地域の実情に応じた介護予防を推進する一般介護予防事業からなる介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- ② 地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援、権利擁護等をはじめ、在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員による支援や認知症サポーターの養成等による認知症対策の強化等を行う包括的支援事業を推進します。
- ③ 介護給付費の適正化や家族介護の支援のための取り組みを行う任意事業を推進します。

1-3-5 各種福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等の介護保険対象外の生活支援が必要な人を対象に、緊急通報装置の貸与、給食の提供をはじめとする各種福祉サービスの充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の割合	%	16.2	16.0
シルバー人材センター会員数	人	177	190
介護予防教室参加者数(累計)	人	2,923	5,000
認知症サポーター数(累計)	人	5,093	6,600



介護予防教室

1-4 障がい者支援



目的と方針

だれもがともに支え、ともに暮らせる、うるおいのある生活を送れるまちを目指し、共生社会の実現と障がい者の日常生活・社会生活の総合的支援に向けた各種施策を推進します。

現状と課題

障がいのあるなしにかかわらず、だれもがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できる環境づくりが求められています。

本町ではこれまで、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等に基づき、3次にわたる障害者基本計画と5期にわたる障害福祉計画、そして第1期の障害児福祉計画を策定し、ノーマライゼーション^{※23}の理念の浸透や障がい福祉サービスの提供、公共施設等のバリアフリー化、社会参加の促進など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化をはじめ、障がいの重度化や重複化が進んでいるほか、介護者の高齢化や核家族化の進行等による家庭の介護力の低下といった状況もみられ、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本町では令和2年度に、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、制度改革等に対応し、「茨城町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、障がい者施策全般の一層の内容充実を図り、障がいのあるなしにかかわらず、だれもがともに支え、ともに暮らせる、うるおいのある生活を送れるまちづくりを進めていく必要があります。

※23 だれもが等しく普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方。

主要施策

1-4-1 障がい者支援推進体制の充実

- ① 地域自立支援協議会の活用により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携及び協力体制の充実に努めます。
- ② 実情に即した障がい者支援施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城県第3次障害者基本計画・茨城県第6期障害福祉計画・茨城県第2期障害児福祉計画」の見直しを行います。
- ③ 福祉相談会の実施により、総合的かつ専門的な相談支援の強化に努めます。

1-4-2 広報・啓発活動等の推進

障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念に立脚したまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業を推進します。

1-4-3 就労機会の拡大

障がい者の就労機会の拡大に向け、障がい福祉サービスにおける就労移行・定着に関するサービスの提供を図るほか、事業所への啓発や福祉的就労に関する支援を行います。

1-4-4 障がい福祉サービスの提供

- ① 障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実に努めます。
- ② 県と連携し、相談支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣をはじめとする地域生活支援事業を実施します。
- ③ 障がいのある児童が身近な地域で児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの支援が受けられるよう提供体制の整備に努めます。
- ④ 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者等の地域生活を支援するため、「地域生活支援拠点等」の整備及び機能強化に努めます。

1-4-5 人にやさしい環境整備の推進

- ① 障がい者が安心して暮らせる環境づくりに向け、ユニバーサル・デザイン^{※24}の視点に立った公共施設等の整備に努めます。
- ② 「障害者差別解消法」に基づき、公共窓口や店舗等における「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供に関する取り組みを行います。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
自立支援給付費利用者数	人/年	6,961	7,500
介護・訓練等給付費利用者数	人/年	3,807	4,400
施設入所から地域生活へ移行した障がい者数	人/年	0	1
一般就労への移行者数	人/年	4	5
地域活動支援センター利用者数	人/年	8	15

※24 すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン。

1-5 地域福祉



目的と方針

町民すべてがともに支え合い、安全で安心した暮らしを笑顔で育める「地域共生社会^{※25}」の実現に向け、町民や関係団体等の多様な主体の参画による地域福祉体制の強化を進めます。

現状と課題

地域社会の機能や世帯構造の変化等に伴い、全国的に地域で支え合う機能の低下や人と人とのつながりの弱まりが指摘されています。このような中、ますます多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけでなく、住民や関係団体等が「我が事」として主体的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスの提供や福祉ボランティア活動の促進、地域における福祉体制づくりを行っているほか、民生委員・児童委員やボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このため、令和元年度に策定した「茨城町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和2年度～令和6年度）に基づき、また見直しを行いながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

また、全国的に大規模な自然災害が相次いで発生する中、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の重要性が高まっています。今後は、避難行動要支援者の把握を進めるとともに、地域や関係機関と連携し、支援体制を強化していかなければなりません。

※25 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

主要施策

1-5-1 地域福祉に関する指針の見直し

実情に即した地域福祉施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しを行います。

1-5-2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

町民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供及び相談支援体制の充実に努めます。

1-5-3 地域福祉活動団体との連携と支援

- ① 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等との連携を強化し、一体的な地域福祉活動を促進します。
- ② 社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティアの育成や地域での福祉ボランティア活動の支援を行い、地域福祉の充実に努めます。

1-5-4 支え合い助け合う地域づくり

- ① 町民の福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ② 高齢者等が孤立せず、安心して暮らせるよう、高齢者等見守りネットワーク事業「いばらき見守りネット」の充実と活用を図り、支え合い助け合う地域づくりを進めます。

1-5-5 避難行動要支援者に対する支援

避難行動要支援者と支援者の名簿の更新及び個別計画（避難支援プラン）の作成を行い、災害発生時の迅速な避難支援等の対応に努めます。

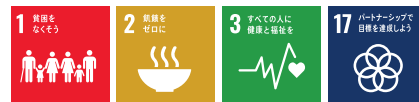
成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
福祉ボランティア登録者数	人	644	700
「ふれあいいきいきサロン」開催地区数	地区／年	42	42
「いばらき見守りネット」協力事業所数	事業所	80	80



ふれあいいきいきサロン

1-6 国民年金・低所得者福祉



目的と方針

すべての町民が安心して生活を送ることができるよう、国民年金や低所得者福祉に関する制度の周知と適正な運用に努めます。

現状と課題

国民年金制度は、不安のない生活及び老後のために必要不可欠なものですが、若い世代を中心に、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況もみられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

また、所得格差の拡大や高齢者単身世帯の増加等を背景に、低所得世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町では、関係機関と連携し、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の利用に関する相談・指導、資金貸付制度の紹介等に努めていますが、今後とも、低所得者の自立に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

主要施策

1-6-1 国民年金制度の周知徹底

国民年金制度に関する正しい理解が得られるよう、広報・啓発活動や相談等を行います。

1-6-2 低所得者福祉の推進

民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携しながら、低所得者の実態を調査し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する相談・指導等を行い、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
低所得者福祉相談件数	件/年	61	75

第2章

快適で安全・安心な生活環境のまち

第1章

第2章

第3章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

重点
プロジェクト資料
編

2-1 環境保全



目的と方針

涸沼を有する町として、内外に誇りうる環境共生のまちづくりを進めるため、涸沼の保全・水質改善に向けた取り組みをはじめ、環境保全施策を積極的に推進します。

現状と課題

地球温暖化がさらに深刻化し、人類の生存までも脅かそうとしているほか、国や地域においても、自然の減少や海・河川の水質汚濁、大気汚染等の環境問題が発生し、あらゆる主体が環境の保全や資源・エネルギーの循環、そして脱炭素社会の形成に向けた具体的行動を起こすべき時代を迎えています。

本町は、絶滅危惧種であるヒヌマイトトンボをはじめ、海と川の魚介類や多様な植物が生息するとともに、数多くの水鳥が飛来する涸沼を有するなど、水と緑の豊かな自然が息づいています。

本町では、平成24年度に「茨城町環境基本計画（茨城町地球温暖化対策実行計画含む）」（平成25年度～令和4年度）を策定し、涸沼の水質改善や地球温暖化の防止に向けた取り組みをはじめ、環境保全に向けた各種施策を展開してきました。

また、平成27年度に涸沼が国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されたことを契機に、環境保全に対する意識を一層高揚させる取り組みを進めてきたほか、令和2年度には、2050年までに町内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

今後、こうした取り組みは、地球環境の保全や地域の自然環境の保全はもとより、町の魅力やイメージを向上させ、人々が定住・移住したくなる環境づくりにもつながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このような中、本町では令和4年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「第2次茨城町環境基本計画（茨城町地球温暖化対策実行計画含む）」（令和5年度～令和14年度）を策定しました。

今後は、この計画に基づき、涸沼の保全・水質改善をはじめ、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境保全施策を積極的に推進し、内外に誇りうる環境共生のまちづくり、脱炭素社会の形成、気候変動への対応に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

2-1-1 涸沼の保全に関する意識啓発等の推進

- ① ラムサール条約湿地に登録された涸沼の環境や文化を未来へと継承するため整備される「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」を拠点として、涸沼の価値や魅力を広く発信するとともに、地域や学校、保全活動団体、来訪者等、多くの人々の交流・学習を推進します。
- ② 「茨城町涸沼環境フェスティバル」を開催し、涸沼の貴重な自然環境についての情報を発信するとともに、涸沼の保全に関する意識の啓発に努めます。
- ③ 涸沼環境学習会を開催し、次代を担う子どもたちが涸沼と町の将来について考えていく場の創出に努めます。

2-1-2 涸沼の水質改善

涸沼流域全体で水質改善に取り組む「クリーンアップひぬまネットワーク」との連携を強化し、涸沼流域住民の水質改善意識の一層の醸成、クリーン作戦など水質改善に向けた各種実践活動の活発化を促進します。

2-1-3 地球温暖化対策の推進

ゼロカーボンシティ宣言表明自治体として、カーボンニュートラル^{*26}の実現に向けた取り組みを積極的に推進し、地球温暖化対策を加速します。特に、必要な知識の普及・啓発を行いながら、町民・事業者・町が一体となって二酸化炭素排出量の削減を中心とした地球温暖化対策や気候変動適応策への取り組みを着実に進めます。

^{*26} 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

2-1-4 公害対策の推進

近隣騒音や生活排水による河川の汚濁、違法な野焼きなどの生活型の公害の防止に向け、町民のマナーの向上を促すため、広報紙やホームページを通じて関係法令の周知等を行います。

2-1-5 環境保全団体の自主的な活動の促進

環境美化活動や水質保全活動等を行う環境保全団体の活動支援を行い、自主的な活動の活発化を促進します。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「涸沼水鳥・湿地センター(仮称)」来場者数(累計)	人	—	80,000
涸沼環境学習会参加者数(累計)	人	226	1,000
涸沼のCOD ^{*27}	mg/ℓ	6.7	5.4



涸沼環境学習会

*27 化学的酸素要求量。水質汚濁の指標の一つで、値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる。

2-2 ごみ処理等環境衛生



目的と方針

持続可能な循環型社会の実現に向け、広域的連携のもと、ごみの適正処理及び資源化、し尿の適正処理に努めます。

また、斎場の適正な管理・運営に努めます。

現状と課題

環境保全や資源・エネルギーの循環の重要性がますます高まる中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本町のごみ処理は、令和3年度から、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の3市1町で構成する「霞台厚生施設組合」で広域的に行っており、小美玉市に整備されたごみ処理施設「霞台クリーンセンターみらい」が稼働しています。

また、し尿処理については、水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町の3市1町で構成する「茨城地方広域環境事務組合」で広域的に行っていますが、施設の老朽化が進んでいることなどから、広域処理の枠組みを再編し、笠間市と本町の2市町において新たなし尿処理施設の整備を推進しています。

本町ではこれまで、廃棄物の適正処理や資源化、不法投棄の防止、環境美化などに積極的に取り組んできました。

しかし、近年のごみの排出量は増加傾向にあるとともに、リサイクル率も県平均と比較すると低くなっています。また、不法投棄も依然として後を絶たない状況となっています。

このような状況を踏まえ、今後は、町民や事業者の理解と協力を促しながら、ごみの減量化・資源化、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の実現を目指していく必要があります。

また、町営斎場の「いばらき聖苑」については、老朽化が進んでおり、計画的な修繕等を行い、適正に管理・運営していく必要があります。

主要施策

2-2-1 ごみの適正処理と5Rの促進

- ① 広域的連携のもと、ごみ処理施設の適正な維持管理・運営など、ごみ処理体制の維持・充実に努めます。
- ② 広報紙やホームページなどによるごみの分別や減量化、5R^{※28}についての啓発活動の強化、町民の自主的な集団資源回収活動の促進など、循環型社会の形成に向けた町民・事業者・町の連携・協働による取り組みを推進します。

2-2-2 し尿の適正処理

広域的連携のもと、し尿処理施設の適正な維持管理・運営を行うとともに、新たな処理施設の供用開始に向けた整備計画を着実に進めます。

2-2-3 ごみの不法投棄の防止

ごみのない美しいまちづくりに向け、「茨城町まちをきれいにする条例」の周知を行うとともに、不法投棄監視員や県・警察と連携して監視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

2-2-4 斎場の適正な管理・運営

「いばらき聖苑」について、老朽化した施設・設備の保守点検を行いながら、計画的な修繕を実施し、適正な維持管理・運営に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町民一人一日あたりのごみの排出量	g	(令和2年度) 917	(令和8年度) 618
ごみのリサイクル率 (ごみ総排出量における資源ごみの割合)	%	(令和2年度) 17.1	(令和8年度) 23.6

※28 リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)・リフューズ(ごみになるものを断ること)・リペア(修理)。

2-3 上・下水道



目的と方針

安全・安心な水の安定供給に向け、将来にわたって持続可能な水道事業を推進するとともに、湖沼や河川の水質保全と快適な生活環境づくりに向け、生活排水処理施設の整備及び普及促進を図ります。

現状と課題

給水人口の減少やこれに伴う料金収入の減少、老朽施設の更新や災害に強い施設の整備にかかる費用の増大など、水道を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、将来にわたって持続可能な水道事業を推進することが求められています。

本町においても、今後とも持続的な事業運営を実現し、安全な水の供給を続けるためには、水道事業を最適化していく必要があります。

このため、町の水道施設を常に健全かつ最適な状態に維持していく必要があり、計画的な保全により施設の長寿命化を図るとともに、より安全・安心で強靱な施設として計画的な更新を行う必要があります。

また、水道事業経営の持続性と健全性を確保するため、適正な財政基盤の見直しが必要であることから、人口減少に伴う水需要の変化に対応し、給水体制を適切な規模に見直すことにより、施設の更新及び将来の維持管理に要する費用を縮減することが重要です。

一方、生活排水処理は、河川や湖沼等の公共用水域の水質汚濁の防止や美しく快適な居住環境の確保、さらには循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業によって生活排水処理施設の整備を進めています。

それぞれの事業にあたっては、地域特性等を踏まえ、効率的な施設の整備や適正な維持管理を進めるとともに、町民への水質保全に関する啓発活動等を行い、接続率の向上や普及促進に努める必要があります。

主要施策

2-3-1 水道施設の整備

- ① 今後の水需要を考慮し、水道事業の効率化を図るため、浄水施設や管路等の更新計画に基づき、施設の整備に努めます。
- ② 施設の整備とあわせ、水の安定供給を図るため、共用給水管から配水管への転換など、水道管理体制の充実を図ります。

2-3-2 水道事業の基盤強化

- ① 安全・安心な公共サービスを持続できる事業運営に向け、利用者ニーズの把握に努めるとともに、施設の更新を見据えた財源の確保に向け、コストの削減を図るなど、効率的で健全な水道事業の運営を行います。
- ② 町民の水道事業に対する理解を深め、未加入世帯の加入を促進します。

2-3-3 公共下水道の整備

- ① 事業計画区域における早期かつ低コストな工法の検討と導入を行い、経済効率の高い整備を推進するとともに、様々な啓発活動を行い、供用区域における接続率の向上を図ります。
- ② 浄化センターや汚水管などの処理施設について、中長期的なストックマネジメント^{※29}に関する計画の策定を図り、適切な維持管理と安定した汚水処理に努めます。
- ③ 経営環境の変化に対応すべく、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むとともに、効率化・経営健全化に向け、経営戦略の見直しを行い、公共下水道事業運営の安定化に努めます。

※29 既存施設の有効活用や長寿命化を図り、建設から修繕・保全、廃棄処分等に至るトータルコストを低減するための管理手法。

2-3-4 農業集落排水の整備

- ① 農業・農村地域における用排水施設の機能維持とともに生活環境の向上や水質の改善を図るため、供用区域における未接続者に対し、生活排水処理の重要性についての啓発活動や戸別訪問等を行い、接続率の向上を図ります。
- ② 中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むとともに、最適整備構想に基づいて施設の長寿命化を図るなど適正な維持管理を推進し、農業集落排水事業運営の安定化に努めます。

2-3-5 合併処理浄化槽の普及促進

- ① 従来型のくみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と普及促進を図るため、引き続き合併処理浄化槽への転換に対する補助を行い、計画的な補助基数の拡充を図ります。
- ② 既存の合併処理浄化槽設置者に対し、適切な保守管理と点検の重要性について、関係機関と連携して啓発や指導を行います。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
上水道有収率	%	84.2	94.4
上水道普及率	%	90.1	91.8
石綿セメント管の残存延長	Km	4.4	0.0
汚水処理人口普及率	%	72.1	80.0
公共下水道施設接続率	%	85.4	88.0
農業集落排水施設接続率	%	90.9	91.0

2-4 公園・緑地



目的と方針

緑豊かで快適な住環境の形成やレクリエーション・いこいの場の確保に向け、公園・緑地の整備充実、町ぐるみの緑化推進に努めます。

現状と課題

公園・緑地は、緑豊かな住環境の形成やレクリエーション・いこいの場の確保、防災性の向上、景観形成などの重要な機能を有しています。

現在、本町には、奥谷公園や長岡公園をはじめとする都市公園・緑地が6箇所、涸沼自然公園や広浦公園、親沢公園をはじめとする都市公園以外の公園・緑地が10箇所整備されており、町民のいこい・やすらぎの場として、また観光・交流、レクリエーションの場として利用されています。

しかし、都市公園については、現在、町民一人あたりの都市公園面積は4.39㎡で、「茨城町都市公園条例」に基づく面積基準の10㎡に満たない状況となっており、計画的な整備が必要となっています。その他の公園・緑地についても、観光・交流資源等としての活用を見据えた整備が求められています。

また、これらの公園・緑地は、遊具などの設備の老朽化が進み、安全性の確保が課題となっているほか、適正な維持管理が求められています。

このため、関係団体等との協働による公園・緑地の維持管理及び遊具等の公園設備の点検・更新に努めるとともに、新たな公園・緑地の整備を検討していく必要があります。

さらに、本町では、関係団体等による緑化運動の促進に取り組んでいますが、今後とも、この取り組みを継続し、緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。

主要施策

2-4-1 前田東原公園の計画見直しの検討

前田・長岡地区の未整備となっている前田東原公園について、市街化の状況などを見極めつつ、事業化の必要性や実効性を含めて再検証を行うなど、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。

2-4-2 公園・緑地の適切な維持管理

既存の公園・緑地について、関係団体や企業等との協働により、適切な維持管理を行います。

2-4-3 遊具等の公園設備の点検・更新

安全性の確保と利用率の向上に向け、遊具をはじめとする老朽化した公園設備の点検・更新を計画的に推進します。

2-4-4 緑化の推進

関係団体等による自主的な緑化運動を促進し、町ぐるみの緑化を推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町民一人あたりの都市公園面積	m ²	4.39	5.11
湊沼自然公園利用者数	人/年	51,216	104,000

2-5 消防・防災



目的と方針

あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、総合的な消防力の向上と防災・減災体制の強化を図ります。

現状と課題

近年、火災発生件数は全国的に減少傾向にありますが、火災による死者に占める高齢者の割合が高く、その安全対策の強化が求められています。

本町では、工業団地や桜の郷地区等に各種事業所が進出していますが、災害要因の多様化や火災の大規模化に備え、消防・防災にかかる人員を含め、装備や資機材の充実強化は欠かせません。

また、増加する救急要請に対し、適正利用を促すとともに、高度な資機材を整備して救命率の向上や質の高い応急手当の提供を図っています。

今後は、高齢化の一層の進行を見据え、消防職員・消防団員の資質の向上や装備・資機材の整備など総合的な消防力の強化を図るとともに、消防水利の整備、火災予防に関する取り組み及び自主防災組織の育成などが必要です。

一方、近年、全国各地で地震や大雨等による大規模災害が相次ぎ、人々の防災に対する関心がさらに高まっています。

本町では、指定避難所に防災倉庫を設置し、食料や飲料水を備蓄するとともに、資機材を整備しています。引き続き、資機材の整備と避難所運営に関する各種マニュアル等の見直しが必要です。

また、土砂災害や水害を未然に防止するため、急傾斜地等の危険箇所の把握・周知、河川・水路の改修など、治山・治水対策が求められています。

今後は、防災全般の総合的指針である「茨城町地域防災計画」の見直しを適宜行い、総合的な防災・減災体制の強化を進めていくとともに、災害時に正確な情報を速やかに発信する必要があります。

また、原子力関連では、本町は東海・大洗地区の原子力事業所のUPZ^{*30}圏内に位置しています。各事業所の今後の動向を注視するとともに、町民の安全を確保するために必要な施策を推進することが必要です。

主要施策

2-5-1 総合的な消防力の強化

消防力の強化に向け、消防署の各小隊を再編し職員数の増加を図ります。また、消防職員・消防団員を消防学校等や各講習会へ派遣し、知識や技術の向上に努めるとともに、装備や資機材を整備します。

2-5-2 応急手当の普及啓発

応急手当の重要性を啓発し、応急手当講習会の受講を促進します。

2-5-3 消防水利の整備

大規模災害に備え、消火栓及び耐震性防火水槽の整備を行います。

2-5-4 地域防災力の強化

- ① 地域防災力の担い手として消防団員の確保や施設・装備の計画的更新を図り、消防団の充実・強化を促進します。
- ② 事業所への防火指導・消防訓練を積極的に推進し、火災の予防に努めます。
- ③ 防災訓練や各種研修会への参加を促進します。
- ④ 防災に関する広報・啓発活動を推進するとともに、地域防災の要となる自主防災組織の結成及び育成、活動支援に努め、町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立を促進します。

^{*30} 緊急防護措置を準備する区域。原子力事故発生時に、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域で、原子力施設から概ね5～30kmとされている。

2-5-5 総合的な防災体制の確立

- ① 「茨城町地域防災計画」を適宜見直し、総合的な防災体制の強化を進めます。
- ② 地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多重化・多様化を図り、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築を進め、速やかな情報発信に努めます。
- ③ 指定避難所の備蓄資機材の整備と避難所運営に関する各種マニュアル等の適宜見直し、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、他自治体や企業、団体等との協力体制の強化を図ります。

2-5-6 治山・治水対策の推進

土砂災害及び洪水ハザードマップによる危険箇所の把握と周知を行いながら、関係機関と連携し、河川・水路の改修や急傾斜地の崩壊防止など治山・治水対策を推進し、災害の未然防止を図ります。

2-5-7 原子力安全対策の強化

原子力災害に迅速かつ的確に対応するため、国や県、関係自治体などと連携し、安全対策の強化を図ります。「屋内退避及び避難誘導計画」の周知徹底とあわせ、「広域避難計画」の策定を進めながら、各種対策の実効性を高める取り組みを推進します。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
普通救命講習会実施回数	回/年	8	24
普通救命講習受講者数	人/年	30	150
防火指導実施回数	回/年	126	160
消火栓数	箇所	432	450
耐震性防火水槽数	箇所	31	35
自主防災組織の結成地区数	地区	29	50

2-6 交通安全・防犯



目的と方針

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりに向け、警察や関係団体、町民との連携のもと、交通安全体制、防犯体制の強化を図ります。

現状と課題

近年、交通事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、交通事故による死者に占める高齢者の割合が高く、その安全対策の強化が求められています。

本町においても、人身交通事故発生件数及び交通事故死者数は減少している中、高齢者が関わる事故の割合が多い状況にあります。

このため、子どもから高齢者までを対象とした交通安全教室の開催、警察や「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」などと連携した交通安全運動の展開など、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に向けた取り組みが必要となっています。

また、安全な交通環境を確保するため、カーブミラーや道路区画線などの交通安全施設を整備していますが、今後も、危険箇所については整備充実を進めていく必要があります。

一方、近年、犯罪の認知件数は全国的に減少傾向にありますが、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、安全・安心なまちづくりを進める上で防犯対策の重要性が高まっています。

住民が安心して生活していくためには、行政や関係機関・団体が連携した安全確保の取り組みはもとより、家庭や地域が一体となった防犯環境づくりが重要です。また、少子高齢化や核家族化の進行等により、地域の結びつきが希薄化していることから、一人でも多くの住民が防犯対策の重要性を認識し、地域ぐるみの防犯活動につながるよう、啓発活動を強化することが重要です。

本町では、警察や防犯連絡員などと連携し、防犯活動を展開していますが、引き続き、連携・協力体制や情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動を促進していく必要があります。

主要施策

2-6-1 交通安全普及啓発活動の推進

- ① 警察や関係団体と連携し、交通安全運動期間における街頭キャンペーンや車両広報等を実施するとともに、広報紙やホームページによる広報・啓発活動を行い、町民の交通安全意識の向上を図ります。
- ② 幼稚園、小学校、中学校等において、歩行や自転車の乗り方に関する交通安全教室を実施し、子どもの安全意識を高めます。
- ③ 高齢者が交通事故の被害者や加害者にならないよう、地域や高年者クラブ等と連携した交通安全講話を実施し、高齢者の交通事故防止を図ります。
- ④ 自転車損害賠償責任保険等への加入を促進し、自転車乗車中の交通事故に伴う危険性の周知や危険運転の抑止を図ります。

2-6-2 交通安全施設の整備

安全に通行することができる道路環境の確立を図るため、警察や道路管理者等と連携した危険箇所の調査・検証を踏まえ、交通安全施設の整備を行うとともに、関係機関管轄の施設については、整備されるよう調整・要望を行います。

2-6-3 交通安全団体の支援

交通安全普及啓発活動の中心的役割を果たしている「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」等の活動を支援し、交通安全活動の促進に努めます。

2-6-4 防犯意識の啓発

警察や関係団体と連携し、防犯に関する情報提供や広報・啓発活動に取り組み、町民の防犯意識の向上を図ります。

2-6-5 地域ぐるみの防犯活動の促進

自主防犯組織が活動しやすいよう支援を行うとともに、地域と防犯連絡員が連携した自主防犯活動の支援を行います。

2-6-6 防犯環境の整備

- ① 地域の安全を守るため、通学路を中心に防犯灯の整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。
- ② 道路や公園の樹木管理について、管理者と連携し、死角をつくらないなどの安全・安心な防犯環境の整備に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
人身交通事故発生件数	件/年	63	50
警察等と連携した交通安全教室の受講者数(累計)	人	1,498	10,000
防犯灯設置数	基	3,509	3,600



交通安全教室

2-7 消費者対策



目的と方針

町民の消費生活の安定と向上に向け、啓発や相談など、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

現状と課題

社会全体の情報化・デジタル化、消費生活のグローバル化の進展などに伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、オレオレ詐欺などの特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめとした消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、消費生活センターにおいて各種相談を受け付けていますが、消費者を取り巻く環境も変化していることから、関係機関・団体等と連携し、引き続き相談体制の強化に努めていかなければなりません。

また、消費者トラブルにあわないためには、町民が消費生活に必要な情報や知識を得ることが必要であることから、近年の環境変化に即した消費者への啓発や情報提供に努める必要があります。

主要施策

2-7-1 消費者への啓発等の推進

町民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、広報紙をはじめとする様々な媒体を活用し、消費者トラブルに関する最新情報の提供に努めるとともに、関係機関・団体等と連携した講習会の開催や出前講座の実施により、消費者への啓発を推進します。

さらに、成人年齢の引き下げによる若年層の消費被害の増加が懸念されるとともに、高齢者を狙った詐欺等の手口が巧妙化していることから、教育機関や高齢者関係団体等との連携を強化し、被害防止に向けた啓発や見守り体制の強化を図ります。

2-7-2 消費者保護体制の強化

相談体制の充実に向け、相談員の研修参加等によるスキルアップに努めるとともに、関係機関・団体等との連携を強化し、消費者トラブルに関する情報の収集や共有を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
消費啓発活動の実施回数	回/年	3	10



語り寸劇「うそこけ座」

第3章

次代を担う人を育む教育・文化のまち

第1章

第2章

第3章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

重点
プロジェクト

資料編

3-1 学校教育



目的と方針

新しい時代を生き抜く人材の育成に向け、学校施設の整備や生きる力の育成を重視した教育内容の充実をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

現状と課題

わが国では、令和4年度に、「コロナ後の教育や学習の在り方」や「誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出される制度等の在り方」などを盛り込んだ第4期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に向けた取り組みを進めつつあります。

令和4年5月現在、本町には、町立の認定こども園が2園、幼稚園が1園、小学校が4校、中学校が2校あります。

本町ではこれまで、学校の再編及びこれに伴う学校施設・設備の整備を計画的に進め、平成28年度に一定程度の施設環境の整備を完了したほか、令和2年度に「茨城町教育施設等長寿命化計画」（令和3年度～令和12年度）を策定し、施設の計画的な修繕・改修等を行い、長寿命化に努めているところです。

また、教育内容等については、平成24年度に策定した「茨城町教育振興基本計画」（平成25年度～令和4年度）等に基づき、創造性豊かで社会に貢献できる人づくりを目指し、生きる力を育む教育の推進をはじめ、心の問題への対応、安全対策の推進、教職員の資質の向上等を進めてきたほか、令和4年度には、コミュニティ・スクール^{*31}の取り組みを開始しました。

しかし、今後、情報化・デジタル化、グローバル化の一層の進展をはじめ、社会環境はさらに大きく変化していくことが予想されており、予測が困難な社会の中で力強く生き抜く力を育成していくことがこれまで以上に求められています。

このような中、本町では令和4年度に、新たな教育行政の指針として、「茨城町教育振興基本計画（第2期）」（令和5年度～令和14年度）を策定しました。

*31 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

今後は、この計画に基づき、生きる力を育むための教育内容の一層の充実やコミュニティ・スクールの充実をはじめ、新しい時代を生き抜く人材の育成に向けた総合的な取り組みを進めていく必要があります。

主要施策

3-1-1 学校施設の整備

- ① 教育環境の充実を図るため、「茨城町教育施設等長寿命化計画」に基づき、学校施設の修繕・改修等を行い、長寿命化に努めます。
- ② 学習指導要領等を踏まえながら、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

3-1-2 生きる力の育成を重視した教育活動の推進

- ① 生きる力の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、認定こども園・幼稚園における教育内容の充実、認定こども園・幼・小の連携強化に努めます。
- ② 新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向け、学力の的確な把握や調査結果の有効活用、1人1台端末をはじめとするICT機器の効果的・効率的な活用、学習指導支援講師の配置、認定こども園・幼・小・中連携教育の推進、ALT^{※32}の配置など、学校・家庭・地域・行政が一体となった特色ある教育を推進します。
- ③ 豊かな人間性の育成に向け、読書活動の推進や論語の活用、道徳教育・北海道自然体験事業をはじめとした各種体験学習・人権教育などの充実を図るとともに、町の歴史・伝統文化等を学ぶ「茨城町ふるさと学習」を推進し、郷土意識の醸成を図ります。
- ④ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実に努めます。
- ⑤ 関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、支援員の適切な配置を行い、就学相談・指導に努めます。

※32 外国語指導助手。

3-1-3 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育支援センターの充実やスクールカウンセラー^{※33}・スクールソーシャルワーカー^{※34}の活用等を通じて相談・指導の充実に努めます。

3-1-4 地域とともにある学校づくり

地域とともにある学校づくりに向け、町民への周知や地域における人材の育成・確保を進めながら、コミュニティ・スクールの取り組みを段階的に充実させていきます。

3-1-5 安全対策・通学対策の推進

- ① 青色防犯パトロールにより、下校時間の巡回を行うとともに、ボランティアの協力を得ながら登下校時の児童・生徒の安全対策の強化を図ります。
- ② 遠隔地の児童・生徒が安全に安心して通学できるよう、スクールバスの運行の維持と安全対策に努めます。
- ③ 「茨城町通学路安全プログラム」に基づく安全点検やヘルメットの着用を徹底し、小・中学生の登下校時の安全確保に努めます。

3-1-6 学校給食の充実

- ① 学校給食共同調理場の適正な管理・運営を図り、安全・安心な学校給食の提供に努めます。
- ② 「第3次茨城町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、本町の農産物を使用したメニューの提供など、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めるとともに、食物アレルギーのある子どもに対し、きめ細かな対応を図ります。

※33 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※34 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

3-1-7 教職員の資質の向上

適切な指導の推進や研修・研究活動の促進、町独自の自主的な研修会の開催等を通じ、教職員の資質の向上に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
年間50冊以上本を読んだ児童の割合(小4～6)	%	60.8	62.0
年間30冊以上本を読んだ生徒の割合(中1～3)	%	23.8	25.0
不登校児童の割合(年間30日以上)(小学校)	%	1.55	1.48
不登校生徒の割合(年間30日以上)(中学校)	%	5.05	4.93
食材の地元調達率	%	50.2	65.0



ICTを活用した授業

3-2 生涯学習



目的と方針

町民一人ひとりが自ら学び、活動し、その成果が本町のまちづくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、総合的な学習環境づくりを進めます。

現状と課題

一人ひとりが、あらゆる機会に、あらゆる場所において学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。特に近年では、人生100年時代を見据え、一人ひとりの可能性とチャンスの最大化に向けた生涯学習の推進が重視されています。

本町では、生涯学習関連施設において、児童から高齢者までを対象とした様々な講座や教室を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成等に努めています。

しかし、社会・経済情勢の急速な変化の中で、生涯の各期における学習課題はますます多様化・高度化してきており、これらへの適切な対応が求められているほか、指導者不足などの問題もみられ、すべての町民が自主的に学習活動を行い、その成果が地域社会の発展に生かされるような学習環境づくりが必要になっています。

また、図書館においては、パソコンやスマートフォンなどの情報機器を利用して様々な情報が容易に得られること、新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者数・貸出数ともに減少しています。

このため、今後は、令和4年度に策定した「茨城町教育振興基本計画（第2期）」（令和5年度～令和14年度）等に基づき、生涯学習推進体制の充実に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、特色ある講座・教室の開催や関係団体の育成、図書館の充実と読書活動の推進など、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

主要施策

3-2-1 生涯学習推進体制の充実

生涯学習の企画・調整・推進にあたり、関係機関からの情報を、生涯学習地区推進委員へ速やかに提供するなど、推進体制の充実を図ります。

3-2-2 生涯学習関連施設の整備充実・利用促進

中央公民館や図書館などの生涯学習関連施設について、利用者のニーズに即した整備充実・機能強化に努めるとともに、広報活動を積極的に進め、施設利用の促進に努めます。

3-2-3 学習関連情報の提供

町民の自主的な学習活動を支援するため、ホームページやチラシ等を活用し、町民が必要とする学習関連情報の提供を図ります。

3-2-4 特色ある講座・教室の企画・開催

町民の学習ニーズを的確に把握しながら、町民教養講座など既存の講座や教室等の充実を核に、多彩で特色ある講座や教室の企画・開催を図ります。

3-2-5 読書活動の推進

ボランティアと連携し、読み聞かせやお話し会の開催など幼児・児童に対して読書を習慣づける取り組みを進めるとともに、全年齢層の読書推進に努めます。

3-2-6 指導者及び関係団体の育成

- ① 様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保を図るとともに、町民講師の登録と活用を進め、指導体制の充実に努めます。
- ② 町民の自主的な学習活動の一層の活発化を促進するため、社会教育団体の育成・支援に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町民教養講座受講者数	人/年	317	650
長生大学受講者数	人/年	(令和2年度) 156	300
図書館来館者数	人/年	53,135	83,000
図書館蔵書数	点	141,913	153,000
町民講師登録者数	人	21	35



長生大学



町民教養講座

3-3 スポーツ



目的と方針

すべての町民が日常的にスポーツに親しみ、生涯にわたって健やかで幸せな暮らしを送ることができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実を図ります。

現状と課題

スポーツは、心身の健康の維持・増進や体力の向上に役立つだけでなく、住民同士の交流・連帯を促し、地域連帯感や地域への愛着を深めるものであり、地域活性化にとって重要な役割を果たしています。

本町では、駅伝などの陸上競技をはじめ、各種のスポーツ活動が盛んに行われており、スポーツ協会を中心とした数多くの団体や少年団が、運動公園をはじめとする各施設を利用し、活発な活動を展開しています。

また、町では、これらスポーツ団体の育成・支援をはじめ、施設の整備充実、各種大会の開催など、スポーツ振興に関する多様な取り組みを推進しています。

しかし、近年、健康・体力づくりに対する関心が高まる一方で、若年層のスポーツ離れが進むなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきており、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行い、生活の一部として定着させることができる環境づくりが一層求められています。

このため、スポーツ施設の整備充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実等に努める必要があります。

主要施策

3-3-1 スポーツ施設の整備充実

- ① 老朽化への対応や安全性の確保等を見据え、運動公園などのスポーツ施設の改修等を計画的に進めるとともに、学校体育施設の有効活用を図ります。
- ② 本町の新たなスポーツ拠点として、陸上競技場やサッカー場などを備えたスポーツ施設の整備について検討していきます。

3-3-2 スポーツ団体・指導者の育成

- ① 町民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進するため、スポーツ協会に加盟する団体をはじめ、各種スポーツ団体の育成・支援に努めます。
- ② 総合型地域スポーツクラブが自主的かつ安定的に運営されるよう、指導・助言など側面からの支援を行います。
- ③ 町民の多様なニーズに応えるため、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

3-3-3 スポーツ活動の普及促進

- ① 町民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツに関する広報・啓発活動の推進、スポーツ情報の収集・提供を図ります。
- ② スポーツ協会と連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。特に、ニュースポーツなど時代のニーズに応じたスポーツの普及を図ります。

3-3-4 スポーツ功労者等の表彰

本町のスポーツ振興に貢献した、あるいは各種大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体に対する表彰を行います。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
運動公園施設等利用者数	人/年	26,414	40,000
学校体育施設利用団体数	団体	71	71
スポーツ少年団数	団体	15	16



運動公園



茨城町体力づくり駅伝大会

3-4 文化芸術・文化財



目的と方針

心豊かな町民生活の実現と地域文化の継承に向け、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進していくとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図ります。

現状と課題

文化芸術は、豊かな人間性や創造力、感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧になるとともに、人と人がお互いに理解し合う機会を提供するなど、ともに生きる社会の基盤を形成するものであり、心豊かな生活を実現する上で不可欠なものです。

本町では、文化協会が中心となり、多種多様な文化芸術活動が行われています。町では、これら文化芸術団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、文化芸術の祭典である町民祭の開催をはじめとする多様な文化行事を行っています。

しかし、文化芸術活動への参加者の減少や高齢化、若年層の参加率の低下といった状況もみられ、今後は、世代を問わずだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

そのため、新たな文化的施設については、「既存の文化施設の課題」や「町の文化芸術活動の方向性」を踏まえ、「気軽に参加でき」、「地域・世代間の交流が生まれる」施設として、既存の施設では成しえない様々な取り組みを図り、その上で、既存の文化施設と連携しながら、文化芸術活動の裾野の拡大や地域コミュニティの拡大など、効果的な活用を図っていく必要があります。

一方、文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

本町には、国指定史跡「小幡北山埴輪製作遺跡」や町指定史跡「小幡城跡」をはじめ、有形・無形の貴重な文化財が数多く残されており、国・県・町指定の文化財が49件にのぼります。

文化財は、町民の郷土への愛着と誇りを高めるとともに、本町の歴史や文化・風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存・活用等に努め、町内外の多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

主要施策

3-4-1 文化芸術団体の育成

町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促進するため、文化協会に加盟する団体をはじめ、各種文化芸術団体の育成・支援に努めます。

3-4-2 文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

文化的施設等を活用し、文化芸術の祭典である町民祭をはじめ、魅力ある文化行事の企画・開催を文化芸術団体と協働して行い、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

3-4-3 文化功労者等の表彰

本町の文化の向上・発展に特に顕著な功績を上げた個人または団体に対する表彰を行います。

3-4-4 文化的施設の整備・活用

「茨城町新たな文化的施設基本構想」に基づき、文化的施設の整備を計画的に進めるとともに、文化芸術団体等との協働のもと、様々な活動の展開や行事・イベントの企画・開催などソフト面の充実を進め、有効活用を図ります。

3-4-5 文化財の保存・活用

- ① 指定文化財の適正な保存に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても発掘・調査を推進し、保存・活用を図ります。
- ② 無形文化財についても、保存団体の育成・支援を図り、保存・伝承に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
文化協会加盟団体数	団体	19	22
町民祭来場者数	人/年	—	5,000
新たな文化的施設利用者数	人/年	—	60,000



新たな文化的施設(イメージ図)



あんばまつり

3-5 青少年健全育成



目的と方針

青少年が次代の本町の担い手として心身ともに健やかに育成されるよう、全町的な体制の充実のもと、健全育成活動を積極的に推進します。

現状と課題

近年、家族形態の変化や価値観の多様化、情報化・デジタル化の進展などに伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的にいじめや非行、引きこもり、SNS^{※35}を通じたトラブルといった問題が生じています。

本町では、「青少年育成茨城町民会議」や「茨城町青少年相談員連絡協議会」をはじめとする関係団体を中心となって、非行防止活動や有害図書の排除活動などの健全な社会環境づくりに向けた活動が進められているほか、青少年に対する体験・交流機会、社会参画機会の提供や、子ども会などの団体活動の育成・支援等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化、情報化・デジタル化等が一層進み、青少年を取り巻く環境はさらに大きく変化していくことが見込まれます。

このため、全町的な体制の充実のもと、青少年の健全育成に最も重要な役割を果たす家庭の教育機能の向上に向けた取り組みをはじめ、各種の健全育成活動を積極的に推進していく必要があります。

主要施策

3-5-1 健全育成活動推進体制の充実

「青少年育成茨城町民会議」のほか、青少年の健全育成に取り組む団体の育成を図るとともに、これらを中心に家庭・学校・地域・行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。

※35 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

3-5-2 健全な社会環境づくり

青少年相談員等による非行の防止や有害環境の浄化などに関する活動を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

3-5-3 家庭・地域の教育機能の向上

- ① 家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や相談・情報提供の充実等を通じ、家庭における教育機能の向上を促進します。
- ② 放課後子ども教室の開催等により、子どもたちの居場所づくりを進め、地域における教育機能の向上を促進します。

3-5-4 青少年の体験・交流活動等への参画促進

友好交流都市等との交流事業などによる青少年の体験・交流活動をはじめ、地域活動やボランティア活動等への参画機会の充実を図り、積極的な参画を促進します。

3-5-5 青少年団体の育成

子ども会などの青少年団体の育成・支援に努めるとともに、講座・教室の開催等を通じて各団体のリーダーの育成に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
家庭教育支援活動回数	回/年	14	30
放課後子ども教室参加者数	人/年	186	300

第4章

活力と交流あふれる元気産業のまち

4-1 農林水産業



目的と方針

本町の基幹産業であり、まちづくりの中心を担う農業の振興に向け、生産基盤の整備や担い手の育成・確保をはじめとする取り組みを総合的に推進するとともに、長年地域の中で培われてきた高品質な農畜水産物のブランド力向上を図ります。

現状と課題

わが国では、令和元年度に、5回目の「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を引き続き車の両輪として農政改革を進めています。

本町は、豊かな水や平坦で肥沃な土地、農耕に適した気候条件を生かし、農業の町として発展してきました。

現在、米をはじめ、メロンやイチゴ、ニラ、馬鈴薯、栗など、多様な農産物が生産されているほか、畜産業も盛んで、本県のブランド牛である常陸牛などが生産されています。

しかし、令和2年の農林業センサスによると、本町の総農家数は2,029戸で、この5年間で1割以上の減少となっています。また、農業従事者（個人経営体）に占める65歳以上の割合は51.3%と半数強にのぼり、高齢化が特に進んでいます。

このような状況に対応していくためには、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、担い手や新規就農者の育成・確保を図るとともに、生産性の向上やブランド化の促進、新たな時代に即したスマート農業^{*36}の促進など、様々な取り組みを総合的に推進していく必要があります。

また、本町の安全・安心・高品質な農畜水産物の地産地消や戦略的なPR活動の展開等による消費の拡大、6次産業化^{*37}の促進に努める必要があります。

*36 ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

*37 第1次産業である農林水産業が、生産だけにとどまらず、加工品の生産・販売や地域資源を生かしたサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

主要施策

4-1-1 農業生産基盤の充実

- ① 農業生産性の向上に向け、国営緊急農地再編整備事業をはじめ、関係機関・団体による基盤整備を促進し、農地や農道、用排水施設等の整備を進めます。
- ② 農地や農道、用排水施設等を保全する地域ぐるみの共同活動を支援します。

4-1-2 担い手の育成・確保

農家数の急速な減少を踏まえ、関係機関・団体と連携し、サポート体制の充実を図り、地域農業の中心的担い手となる認定農業者の確保、新規就農者の育成と着実な就農の促進に努めます。

4-1-3 遊休農地の解消と農地の集積

人・農地プランに基づき、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地の集積や遊休農地の解消等を図ります。

4-1-4 農畜水産物の生産性の向上・ブランド化の促進

関係機関・団体と連携し、スマート農業などをはじめとした効率的な生産技術の導入や機械・施設の導入等を支援し、農畜水産物の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進します。

4-1-5 農畜水産物の消費拡大

- ① 各種イベントの活用、直売所や集客力のある商業施設との連携、学校給食への提供等により、地産地消を促進し、町内における農畜水産物の消費拡大を図ります。
- ② ホームページやマスコミの活用をはじめ、様々な媒体を通じた戦略的なPR活動を推進するとともに、首都圏をはじめ各地での出展活動やイベントへの参加を積極的に行い、高品質な農畜水産物の魅力を高めます。

4-1-6 農畜水産物を生かした6次産業化の促進

本町の農畜水産物を生かした6次産業化をさらに促進するため、関係機関・団体と連携し、加工体制等の充実を図り、既存加工特産品の生産拡大と、消費者ニーズに即した新たな加工特産品の開発を促進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
担い手への農地集積面積	ha	1,470	2,050
遊休農地面積	ha	214	108
認定農業者数	経営体	231	261
認定新規就農者数	経営体	11	23



国営緊急農地再編整備事業

4-2 商工業



目的と方針

魅力ある商業環境づくり、町経済の発展と雇用の創出に向け、商工会による支援活動の活性化を促進するとともに、商業・サービス業の活性化に向けた取り組みや企業の誘致等に努めます。

現状と課題

ネットショッピングの普及や大型店の地方進出、新型コロナウイルス感染症の流行等を背景に、全国的に地域商業の衰退が進み、その対策が大きな課題となっています。

本町の商業は、古くは長岡・小鶴・広浦地区の3つの商店街における小売業を中心とした商業活動により支えられてきましたが、近年、長岡地区及び桜の郷地区に新たに形成された商業圏へと商業活動の中心が変わりつつあります。

このような中、商店経営者の高齢化・後継者不足と相まって、商店街を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商工会との連携強化を図りながら、個人商店の経営基盤の強化やサービスの向上を促進していくとともに、町民や事業者との協働により、商業・サービス業の活性化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

一方、工業は、地域経済の発展や雇用の創出につながる重要な産業であり、地域活性化や人々の定住・移住に大きな役割を果たしています。

本町の工業は、茨城工業団地と茨城中央工業団地に立地する企業を中心に展開されています。

本町ではこれまで、既存企業の経営基盤の強化と企業誘致に努めてきました。企業誘致については、奨励措置の見直しなどを行いながら積極的に取り組んできた結果、平成30年度から令和3年度の4年間で、新規企業7社の誘致と既存企業2社の用地拡張に成功し、茨城工業団地が完売するなど、大きな成果を上げています。

引き続き、茨城中央工業団地の事業主体である茨城県と連携し、恵まれた立地条件・道路条件など本町の優位性をアピールしながら、積極的に企業の誘致を推進し、町経済の発展と雇用の創出に努める必要があります。

主要施策

4-2-1 商工会との連携強化

商工業振興の中核的役割を担う商工会との連携強化を図り、小規模事業者への支援活動を促進します。

4-2-2 商業・工業・サービス業の育成

- ① 商工会等との連携により、経営基盤の強化と地域に密着したサービスの展開を促進します。
- ② にぎわいの創出に向け、空き地・空き店舗を利活用した新規創業や起業に対する支援を行います。
- ③ 商工会や金融機関、大学等の関係機関・団体との連携や新たに産業コーディネーターの配置を図り、経営力の強化を支援します。

4-2-3 工業団地への企業の誘致

恵まれた立地条件・道路条件などの本町の優位性を生かすとともに、奨励措置をはじめとする優遇制度を活用した企業の誘致活動を推進し、工業団地への企業の立地を促進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
創業・起業セミナー開催数(累計)	回	3	15
茨城中央工業団地の立地率	%	68.7	83.9

4-3 観光・交流



目的と方針

交流人口や関係人口の拡大と観光・交流から定住・移住への展開に向け、観光・交流資源の磨き上げや新たな資源の掘り起こし、交流の充実に努めるとともに、町の魅力発信の強化を図ります。

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行により、観光関連産業は大きな打撃を受けており、また、地域間の交流事業についても中止を余儀なくされるなど、非常に厳しい状況に置かれています。

本町には、天然ウナギやヤマトシジミ等の自然資源の豊富な関東唯一の汽水湖であり、ラムサール条約登録湿地となった涸沼があります。周辺には、キャンプ場が整備された涸沼自然公園をはじめ、「広浦秋月」や「親沢鼻」などの景勝地があり、自然やアウトドアを楽しむ絶好のスポットとなっています。

このほかにも、人々が訪れる場や資源として、「ひぬまあじさいまつり」や「いばらきまつり」などの祭り・イベント、数多くの直売所、「小幡城跡」や「小幡北山埴輪製作遺跡」、「木村家住宅」などの史跡・名所があります。

交流については、群馬県佐波郡玉村町や福島県安達郡大玉村、茨城県稲敷郡美浦村と友好交流都市協定を締結しており、イベントへの相互参加等により交流を深めています。

また、「ひろうら田舎暮らし体験推進協議会」においては、涸沼等を活用した農漁業体験や農家民泊の取り組みが実施され、国内はもとより国外からも、多くの子どもたちが訪れており、都市農村交流が盛んに行われています。

本町では、こうした観光・交流資源や町の魅力に関する情報をホームページやSNS、動画共有サービス等で発信しているほか、フィルムコミッション^{※38}の取り組みや「いば3ふるさとサポーターズクラブ^{※39}」による魅力発信を行っています。

しかし、本町においても、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、こうした観光・交流に関する取り組みは停滞傾向にあります。

※38 観光振興や地域活性化などを目的に、映画やドラマなどの撮影を誘致し支援する機関。多くは地方自治体を中心となって組織化している。

※39 茨城町を好きな人が集まり、つながる茨城町のファンクラブ。町の住所に「いばらき」が3回もつくので、「いば3」としている。

今後は、アフターコロナを見据えるとともに、交流人口や関係人口の拡大と観光・交流から定住・移住への展開といった視点に立ち、既存の観光・交流資源の磨き上げと有効活用、新たな資源の掘り起こし、交流事業の充実に取り組むとともに、観光・交流資源や町の魅力の情報発信の強化を進めていくことが必要です。

主要施策

4-3-1 観光協会の育成・強化

観光振興の中核的役割を担う観光協会の育成・強化を図り、観光情報の発信や観光ボランティアガイドの養成をはじめ、観光・交流の活性化に向けた各種活動を促進します。

4-3-2 観光・交流資源の充実

- ① 涸沼自然公園について、「涸沼自然公園魅力アップ計画」に基づき、町民や事業者と協働し、総合的な魅力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、豊かな自然資源等を生かした魅力あるイベントの企画、誘致を図ります。
- ② 涸沼自然公園をはじめ、祭りやイベント、直売所などの既存の観光・交流資源の有機的な連携を図ります。
- ③ 涸沼湖畔に整備される「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」の活用を図るとともに、銚田市、大洗町と連携し、涸沼の魅力発信や地域の観光振興を図り、涸沼への誘客及び交流を推進します。

4-3-3 新たな資源の掘り起こし

「小幡城跡」や「小幡北山埴輪製作遺跡」について、観光・交流資源として活用するための取り組みについて検討・推進するとともに、町内の文化財をめぐるルートの設定についても検討していきます。

4-3-4 広域的な周遊ルートの充実

広域連携等による「サイクルツーリズム^{※40}」や「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム^{※41}」を推進し、地域資源を生かした周遊ルートの充実を図り、体験や交流を創出します。

4-3-5 農漁業体験等の展開の促進

小・中学校等の体験学習や都市交流をはじめ、アフターコロナを見据えたインバウンド^{※42}の需要に対応した受け入れ体制を整え、本町の特性・資源を生かした体験プログラム等の充実を図り、誘客を促進します。

4-3-6 地域間交流の充実

友好交流都市などとの地域間交流について、交流内容・回数等の充実に取り組み、より多くの町民の参加と、町民や関係団体主導の交流事業の展開を促進します。

4-3-7 魅力発信の強化と知名度の向上

- ① ホームページやSNS、動画共有サービス、マスコミなど、様々な媒体を活用し、町の魅力発信を効果的・戦略的に推進するとともに、「いば3ふるさとサポーターズクラブ」への情報共有を図り、相互の連携及び活動の推進を図ります。
- ② 映画やドラマ等のロケ地としての知名度の向上と魅力発信に向け、県フィルムコミッション協議会との連携を強化し、フィルムコミッションの取り組みを積極的に推進します。

※40 自転車(サイクル)を活用した観光形態(ツーリズム)のこと。自転車に乗ることが主な目的の観光旅行だけでなく、観光旅行における単なる移動手段の一つとして自転車を利用することも含まれる。

※41 県内の豊かな大地を生かしてつくられた庭園・果樹園と連携し、魅力的な体験や交流を図り、茨城ならではの滞在型観光を提供する。

※42 外国人の訪日旅行または訪日旅行者。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
観光客数	人/年	417,100	750,000
観光イベント来場者数	人/年	18,791	70,000
農漁業等体験者数	人/年	1,160	1,700
友好交流都市交流回数	回/年	—	10
町公式Instagramのフォロワー数	件	3,053	5,000



ひろうら田舎暮らし体験



シクロクロス大会



涸沼自然公園キャンプ場

4-4 雇用対策



目的と方針

雇用機会の拡充に向け、若者の地元就職や女性・高齢者・障がい者の雇用を促進する取り組みを進めます。

現状と課題

わが国の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響によって急速に悪化し、近年は徐々に持ち直してきているものの、依然として不安定な状況にあるといえます。

本町においては、雇用機会の不足から、町外に雇用の場を求める動きがみられ、特に若年層の労働力流出が大きな問題となっています。

このため、中小企業の事業活動の支援や企業誘致をはじめ、これまでみてきた産業振興施策の推進により雇用の場の確保を目指すほか、関係機関や町内事業所、特に町内工業団地立地事業所と連携し、相談や情報提供をはじめ、若者の地元就職や女性・高齢者・障がい者の雇用を促進する取り組みを積極的に進めていく必要があります。

主要施策

4-4-1 若者の地元就職の促進

- ① ハローワーク^{※43}等の関係機関や町内事業所との連携、広域的な連携のもと、就職に関する説明会や相談会の開催、情報提供、職業能力開発への支援を行い、若者の地元就職を促進します。
- ② 奨励金制度を活用し、工業団地立地企業における若者の雇用を促進します。

※43 公共職業安定所。

4-4-2 女性・高齢者・障がい者の雇用促進

関係機関と連携し、就職に関する相談や支援、事業所への啓発、職業訓練の支援を行い、女性や高齢者・障がい者の雇用を促進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
就職相談会開催数(累計)	回	—	5

第5章

未来への生活基盤が整ったまち

第1章

第2章

第3章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

重点
プロジェクト

資料編

5-1 土地利用・市街地整備



目的と方針

町全体の一体的・持続的な発展に向け、都市的な土地利用と自然的な土地利用とのバランスに配慮した計画的な土地利用に努めるとともに、将来を見据え、コンパクトシティ^{※44}の実現に向けた取り組みを推進します。

現状と課題

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、将来にわたって持続可能な都市を形成するためには、各種の都市機能を集約し、コンパクトなまちづくりを進めていくことが求められています。

本町は、昭和46年に茨城都市計画区域に指定され、昭和49年に区域区分が定められました。昭和50年には水戸・勝田都市計画区域に行政区域全体が編入されるなど、これまで「茨城町都市計画マスタープラン」（平成28年度～概ね20年後）に基づき、土地利用の状況に応じた都市計画の変更を行いながら、メリハリのある土地利用の規制・誘導に努めてきました。

本町の都市計画区域は、約4%が市街化区域、残りの約96%が市街化調整区域で、町域のほとんどが市街化調整区域となっています。

区域別の人口推移をみると、町全体では減少傾向にある中、市街化区域では増加傾向にあり、市街化調整区域では減少が続いています。

土地利用等については、あらゆる活動の共通の基盤であると同時に、限られた貴重な資源であることから、地域の発展のためには有効に利用していくことが重要であり、今後も、社会・経済情勢の変化や地域の特性を十分に踏まえながら、都市的な土地利用と自然的な土地利用とのバランスに配慮した規制・誘導を図っていくことが必要です。

※44 住宅や医療・福祉施設、商業施設等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできる効率的で持続可能な都市。

また、本町では令和3年度に、将来にわたってまちの維持・存続を図るため、集約型の都市構造の形成に向けた「茨城町立地適正化計画」（令和4年度～令和23年度）を策定しました。

今後は、この計画に基づき町民・事業者・行政が一体となって、コンパクトなまちづくりを進めていくことが必要です。

主要施策

5-1-1 計画的な土地利用の推進

- ① 「茨城町都市計画マスタープラン」に基づき、保全と開発の調和のとれた規制・誘導を行い、地域の特性を生かした適切な土地利用に努めるとともに、都市基盤施設の整備状況や周辺環境の状況により、必要に応じて都市計画の変更を検討します。
- ② コンパクトシティの実現に向け、「茨城町立地適正化計画」に基づき、町民・事業者・行政が一体となって、市街化区域内への住宅及び都市機能（医療・福祉・商業など）の立地を誘導していきます。

5-1-2 前田・長岡地区の地区計画に基づく整備

必要な計画道路・施設等の整備を進め、宅地化を促進するなどの都市的な土地利用を誘導するとともに、地区施設道路の整備にあたっては、安全・安心な通学路の確保を図るなど緊急性や機能に応じて優先度を定め、地域住民と協議しながら整備に努めます。

5-1-3 役場周辺地区の整備

役場周辺地区について、行政施設や商業・業務施設が集積している特徴を生かし、地域の活性化やにぎわいの創出に向けた拠点機能の強化や公共施設等の防災機能の強化に努めます。

5-1-4 市街化調整区域内集落の維持・保全

- ① 既存集落においては、区域指定制度を活用しながら、住宅や一定の小規模店舗などの立地を促し、コミュニティの維持・保全を図ります。
- ② 社会・経済情勢の変化などにより一団の未利用地となった地区については、開発許可制度による開発・建築行為や地区計画など、状況に応じて適正な制度・手法の活用を検討し、有効活用を促進します。

5-1-5 未利用地の利活用

- ① 学校跡地については、施設の状況、立地条件、地域性を考慮しながら、地域の活性化や交流の場として、最大限に有効活用を図ります。また、地域の活性化や財政運営の両面からも有効な手段であると思われる民間活力の導入について検討します。なお、有効活用を図るにあたり、校舎の解体についても検討します。
- ② 茨城県養鶏試験場跡地については、町民や来訪者の交流拠点としての利活用を図ります。また、必要に応じて防災機能の導入等について検討します。
- ③ その他の未利用地については、立地条件などを考慮した有効な活用方策を検討します。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市街化区域における宅地化率	%	48.9	49.4
前田・長岡地区の地区施設道路の整備進捗率	%	10.0	17.9
区域指定制度による開発許可等の件数(累計)	件	350	470

5-2 道路・公共交通



目的と方針

町民の利便性・安全性の向上と様々な分野における町の発展可能性の拡大に向け、道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通の充実、交通弱者対策の強化を図ります。

現状と課題

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動、人々の交流を支える重要な社会基盤であり、そのあり方は、地域の発展に密接に結びついています。

本町には、国道6号と、主要地方道大洗友部線をはじめとする県道が14路線あり、これらを骨格として道路網が形成されています。また、高速道路として、北関東自動車道と東関東自動車道水戸線が縦横に走り、併せて3つのインターチェンジが設置されています。

国道6号については、本町を縦貫する重要な幹線道路として機能しており、一部区間においては4車線化されていますが、残る区間の早期整備を国に要望していく必要があります。

各県道については、広域的な幹線道路として重要な役割を担っていますが、狭い箇所も多数あることから、早期整備を県に要望していく必要があります。

町道については、令和3年度末現在、改良率19.2%となっており、今後も計画的な道路整備が必要です。

そのうち都市計画道路については、令和3年度末現在、改良率59.9%となっており、関係機関との調整を進め、良好な都市基盤の早期整備を図っていく必要があります。

本町の道路網は、近年の交通量の増大や舗装の経年劣化等から、ひび割れなどの破損箇所が年々増加しているため、定期的な点検・補修等が求められています。

また、本町には、大小合わせて154橋の橋梁がありますが、それらの多くは老朽化が進んでおり、今後、定期的な点検と適切な維持管理を行い、長寿命化を図っていくことが求められています。

一方、本町の公共交通については、民間の路線バスが運行されているほか、町においても、令和4年度から、茨城町デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」を本格運行しています。

路線バスは、利用者の減少などにより、事業者は厳しい経営環境にありますが、町民の日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、その維持に努める必要があります。茨城町デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」については、町民に一層親しまれる公共交通となるよう、その充実に努める必要があります。

また、本町では、高齢者や障がい者の移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー助成事業及び心身障害者福祉タクシー助成事業を実施していますが、今後、高齢化のさらなる進行が予想されることから、事業内容の充実を図る必要があります。

主要施策

5-2-1 国・県道の整備促進

国道6号の4車線化、主要地方道大洗友部線の改良をはじめとする県道の整備を、国・県に対して積極的に要望していきます。

5-2-2 都市計画道路の整備

都市基盤の骨格となる都市計画道路については、関係機関との調整を進め、早期の整備完了に努めます。

5-2-3 町道の整備及び長寿命化

「茨城町道路計画」に基づき、地域の要望を踏まえながら、町道の整備を計画的・効率的に進めるとともに、定期的な補修を行い長寿命化に努め、町民参加型の維持管理の促進を図ります。

5-2-4 橋梁の長寿命化

「茨城町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検と補修を実施し、予防保全型の維持管理を行うことで、長寿命化に努めます。

5-2-5 公共交通の充実

- ① 路線バスについて、バス事業者に対し、維持に向けた支援を行います。
- ② 茨城町デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」について、町民に一層親しまれる公共交通となるよう、町民ニーズを踏まえながら、運行の充実及び利用促進に努めます。

5-2-6 高齢者・障がい者対策の強化

高齢者・障がい者の移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー助成事業及び心身障害者福祉タクシー助成事業を引き続き推進します。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町道改良率	%	19.2	19.7
道路管理支援団体数	団体	30	36
茨城町デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」の利用者数	人/年	3,949	6,000
高齢者福祉タクシー助成事業利用者数	人/年	3,842	4,000
心身障害者福祉タクシー助成事業利用者数	人/年	220	250



デマンド型乗合タクシー

5-3 情報化



目的と方針

「Society 5.0」といわれる新たな社会の到来を踏まえ、自治体運営の効率化と地域活性化を図るため、さらなる情報化・デジタル化を推進します。

現状と課題

ICTの利活用により、情報通信環境はさらに向上し続けているとともに、AIやロボット、ドローンなども生活に身近なものとなるなど、「Society 5.0」といわれる新たな社会を迎えています。

本町においても、ICTを利活用し、効果的な情報発信や電子申請システムによる行政情報サービスの提供など、町民の利便性向上のための取り組みを行っています。

また、社会保障・税番号制度^{※45}の導入に伴い、個人情報・行政情報の適正な管理や行政事務の効率化を図るとともに、各行政システムの安定稼働と情報セキュリティ対策、安全なインターネット環境の構築に取り組んできました。

今後、情報化・デジタル化は、自治体運営や地域づくりに欠かせない社会基盤として、あらゆる場面でその重要性が一層高まることが予想されることから、自治体DX^{※46}推進の視点に立ち、行政情報サービスの充実や業務システムの効率化を進めていくとともに、年々巧妙化しているコンピュータウイルス等に備えたセキュリティ対策のさらなる強化を進めていく必要があります。

主要施策

5-3-1 行政情報サービスの充実

- ① 町民の利便性の向上を図るため、電子申請・届出サービスで利用できる手続き内容の拡充を図るとともに、町民の利用を促進します。
- ② ホームページや町公式LINEなどのSNSを活用した効果的な情報発信を行います。

※45 利便性の高い公平・公正な社会の実現に向け、国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）を付番・通知し、各種の行政手続きに利用する制度。

※46 自治体デジタル・トランスフォーメーション。住民の利便性の向上や業務の効率化等に向けたデジタル技術の活用による行政サービスの改革。

- ③ 行政情報の共有化を図るため、より多くのオープンデータ^{*47}を掲載できるよう調査・検討します。

5-3-2 業務システムの効率化

- ① 国の定めた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、業務システムの標準化・共通化に向けた環境整備を推進し、ガバメントクラウド^{*48}への円滑な移行を進めます。
- ② 職員のICTスキルを向上させるための研修を実施し、ICTを利用した業務の推進や職員個人のスキルアップに努めます。
- ③ AIやRPA^{*49}の導入など、業務の一層の効率化に向けた新たな取り組みについて検討していきます。

5-3-3 行政情報セキュリティ対策の強化

年々多様化・高度化する新たなコンピュータウイルス等の脅威に対し、個人情報や機密情報の漏えい等を防止するため、最新のセキュリティ対策を推進するとともに、危機管理体制や手順を明確化し、職員への意識啓発に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
町公式LINEの登録件数	件	—	5,000

*47 地方自治体が保有している各種データを二次的利用が可能な形で公開するもの。

*48 政府共通のクラウドサービス(情報システムを自ら管理・運用することに代えて、外部で管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにするサービス)。

*49 Robotic Process Automationの略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

5-4 住宅、定住・移住対策



目的と方針

快適で安全・安心な住まいの確保に向け、町営住宅の適正な管理・運営や民間住宅の住環境向上の支援に努めるとともに、定住・移住の促進に向け、希望者の掘り起こしときめ細かな支援に努めます。

現状と課題

良好な住宅や住環境は、人々が豊かさを実感できる暮らしの基盤であり、定住・移住を促す重要な条件です。

本町では、令和3年度末現在、21棟・250戸の町営住宅を管理・運営しています。

しかし、これらの町営住宅の約7割が、昭和40年代から昭和50年代に建築され、昭和40年代住宅は耐用年限を超過し、すでに更新時期を迎えているほか、昭和50年代住宅は耐用年限の半分以上を超過し、今後、更新時期を迎える住宅が急増することが見込まれます。

今後は、こうした状況を踏まえて平成28年度に策定した「茨城町公営住宅等長寿命化計画」（平成30年度～令和9年度）に基づき、町営住宅の効率的・効果的な管理・運営を進めていく必要があります。

また、本町では、地震に備え、木造住宅の耐震診断や耐震設計・改修、住宅のリフォーム、危険ブロック塀等の撤去を支援していますが、安全・安心な住生活の確保に向け、今後も引き続き支援していく必要があります。

さらに、本町では、空き家の増加が進む中、空き家の利活用と定住・移住の促進に向け、空き家情報の収集・提供等を行う「茨城町空家バンク制度」や、空家バンク制度の登録物件の修繕費用の一部を補助する「茨城町空家活用支援制度」を導入しています。

しかし、現在のところ、転入者の増加にはつながっておらず、今後は、さらなる周知を行い、制度の利用を促進していく必要があります。

また、人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、こうした住宅施策の推進はもとより、各分野にわたる取り組みを総合的に進め、町全体の魅力・活力を高めていくことが必要ですが、これに加え、定住・移住のきっかけとなる、情報発信や相談、経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

このため、今後は、町の情報発信の強化や定住・移住に関する相談体制の充実、経済的支援の充実など、定住・移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援を進めていく必要があります。

主要施策

5-4-1 町営住宅の適正な管理・運営

「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な点検・修繕等を行い、将来的な需要見通しを踏まえた町営住宅のあり方を考慮した上で、長寿命化に向けた予防保全的な管理や改善を計画的に推進します。

5-4-2 民間住宅の住環境向上の支援

安全・安心・快適な住環境づくりに向け、木造住宅の耐震診断や耐震設計・改修、住宅のリフォーム、危険ブロック塀等の撤去に関する支援を引き続き行います。

5-4-3 空き家の利活用

「茨城町空家バンク制度」及び「茨城町空家活用支援制度」の利用を促進し、転入者の増加につなげていくため、ホームページをはじめとする様々な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます。

5-4-4 定住・移住希望者の掘り起こし

町の知名度の向上と定住・移住希望者の掘り起こしに向け、定住・移住に特化したウェブサイトやパンフレット等の内容充実を図るとともに、様々な媒体の活用や東京圏等におけるイベントへの参加等を通じ、町の情報発信の強化を図ります。

5-4-5 定住・移住に関する相談・支援体制の強化

- ① 定住・移住に関する相談に効果的に対応し、一貫したサポートが行えるよう、定住コンシェルジュなどによる相談体制の強化を図ります。
- ② 定住・移住希望者の不安や悩みの軽減、町の風土や日常生活を体験する機会の提供を図るため、東京圏等における移住相談会へ参加するとともに、お試し移住体験住宅事業等を推進します。
- ③ 定住・移住希望者に対して農漁業体験等、町の魅力ある資源を活用したプログラムを提供することにより、町への定住・移住を促進します。
- ④ 定住・移住希望者に、実際に町で生活している方の暮らしの情報「根ほり葉ほり聞いてみました！」を発信することにより、町への定住・移住を促進します。
- ⑤ 転入者に対する住宅リフォームの支援を引き続き行うとともに、定住・移住希望者のニーズを的確に把握しながら、さらなる効果的な支援施策を検討・推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づいた改修戸数(累計)	戸	36	90
「茨城町耐震改修促進計画」に基づいた耐震化率	%	72.5	95.0
「茨城町空家バンク制度」への登録件数	件	0	5
定住・移住施策を利用した移住者数(累計)	人	46	100
暮らし情報発信事業の掲載地区数(累計)	地区	30	60

第6章

みんなの力でつくる自立したまち

6-1 町民参画・協働



目的と方針

新たな時代の協働のまちづくり、関係団体や民間企業、大学等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、情報・意識の共有化を図りながら、多様な分野における新たな関係の構築を進めます。

現状と課題

地方自治体を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、増大・多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、魅力と活力あふれるまちをつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民や関係団体、民間企業と行政が、夢と危機感を共有し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本町では、快適なまちづくりに向けて、関係団体による緑化活動や地域における美化活動が実施されており、また、地域の公民館や道路沿線の花壇における花づくりなどの活動が積極的に展開されています。

さらに、大学、大型商業施設、金融機関等との連携協定を結び、地域の活性化につながる様々な取り組みを協働で展開しています。

また、パブリック・コメント^{※50}や行政懇談会、意見箱などによる広聴活動を行っているほか、町民の町政への理解を促進するため、「茨城町ふるさとづくり出前講座」をはじめ、広報紙やホームページ、町公式LINEなどのSNSを通じ、行政情報等を積極的に発信しています。

今後は、これらの取り組みをさらに充実・発展させ、町民等と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における連携・協力体制の構築を一層進め、新たな時代の協働のまちづくり、関係団体や民間企業、大学等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

※50 ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。

主要施策

6-1-1 関係団体等の育成

既存のボランティア団体等の活動支援、新たなまちづくり団体やNPO等の育成・支援に努めるとともに、町民参加による緑化や美化、花のまちづくりに向けて、関係団体やボランティア組織等の育成・支援に努めます。

6-1-2 多様な主体の参画・協働の促進

- ① 行政の効率化や町民サービスの向上に向け、民間委託の推進等により、公共施設の管理や公共サービスの提供への関係団体や民間企業等の参画・協働を促進します。
- ② 町全体の発展を見据え、関係団体や大学、民間企業等との既存の連携事業の継続・充実に努めるとともに、新たな連携事業の創出に努めます。

6-1-3 広聴活動の充実

パブリック・コメントや行政懇談会、意見箱などによる広聴活動を積極的に行うとともに、町民の意見を町政に反映させる機会の拡充を図ります。

6-1-4 まちづくりに関する学習機会の提供

町民のまちづくり意識と知識の向上を図るため、「茨城町ふるさとづくり出前講座」の内容充実及び利用促進に努めます。

6-1-5 「広報いばらき」の充実

- ① 町の魅力や町民の顔がみえる、地域に密着した記事を掲載し、町民が町に誇りや愛着を持てるような紙面づくりを行うなど、さらなる内容充実に努めます。
- ② 未読世帯を減少させるため、コンビニエンスストア等への配架やデジタルによる閲覧環境の充実に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「茨城町ふるさとづくり出前講座」参加者数(累計)	人	2,840	3,300

6-2 コミュニティ



目的と方針

人と人が支え合う地域づくり、地域の課題を地域自ら解決することができる住民主体の地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化を促す環境整備を進めます。

現状と課題

人口減少や少子高齢化などの社会的問題を背景に、全国的に地域コミュニティの希薄化が課題となる一方、自然災害発生時の防災活動や高齢化に伴う見守り活動など、日常における地域のつながりやコミュニティ活動の重要度が増しています。

本町においても、核家族化の進行や少子高齢化等により、コミュニティ活動への参加者の減少、行政区・自治会等からの脱退や未加入世帯の増加といった状況がみられ、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成が大きな課題となっています。

現在、本町には、89の行政区のほか、自治会や町内会が組織されており、環境美化活動や文化活動をはじめ、様々なコミュニティ活動が展開されています。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、地域ごとの活力を向上させることが基本となることから、コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

主要施策

6-2-1 コミュニティ意識の啓発

町民のコミュニティ意識の高揚と活動への参加促進、低下傾向にある行政区・自治会等の加入率の維持に向け、様々な場や機会を通じ、コミュニティの重要性や活動状況等に関する広報・啓発活動の推進、地域間の情報交換の促進に努めます。

6-2-2 コミュニティ施設の整備支援

地域住民が活動しやすい環境づくりに向け、活動の拠点となる地区公民館や集落センター等の整備充実・機能強化を支援します。

6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援

- ① 「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」の内容充実と活用促進を図り、行政区の活性化や地域の課題解決を目的とした活動等に対する支援を行います。
- ② 集落支援員制度や地域おこし協力隊制度を活用し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
「茨城町コミュニティ助成事業」 実施地区数(累計)	地区	56	74
「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」 実施地区数(累計)	地区	23	47



ふるさと元気づくり推進事業

6-3 人権尊重



目的と方針

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができる社会づくりに向け、様々な場を通じて人権教育・啓発を推進します。

現状と課題

だれもお互いの個性や多様性を尊重し合い、ともに生きることができる社会の実現が求められていますが、子どもや障がい者、高齢者に対する虐待、インターネットを悪用した人権侵害、性的マイノリティー^{※51}に対する固定観念、さらには新型コロナウイルス感染者に対する差別など、様々な課題が存在しています。

本町ではこれまで、様々な人権問題の解決に向け、学校教育や生涯学習の場などを通じた人権教育・啓発を推進するとともに、人権相談体制の充実等に努めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、依然として様々な人権問題が存在しており、その内容も、社会・経済情勢の変化に伴いますます複雑化してきています。

こうした人権問題を解決し、平等で平和なまちづくりを進めていくためには、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが人権尊重についての理解をさらに深め、日常生活において人権への配慮があたり前のものとして行える人権感覚を身につけることが必要です。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、内容・方法等の充実を図りながら、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進するとともに、相談体制の充実を進めていく必要があります。

※51 同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などの性的少数者。

主要施策

6-3-1 人権教育・啓発の推進

子どもから高齢者まで、すべての町民が人権意識を高め、日常生活に生かせるよう、学校教育や生涯学習の場をはじめ、様々な場や機会を通じて人権教育・啓発を効果的・継続的に推進します。

6-3-2 人権相談の充実

人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
講演会・研修会等の人権啓発活動の実施回数	回／年	5	7
広報紙等による人権啓発記事の掲載回数	回／年	4	6

6-4 男女共同参画



目的と方針

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画意識の醸成をはじめ、幅広い分野における男女の参画や女性の活躍を促す環境整備を進めます。

現状と課題

男女がともに社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

国では、令和2年度に、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会の形成に向けた取り組みを進めています。

本町ではこれまで、平成27年度に策定した「第2次茨城町男女共同参画推進計画」（平成28年度～令和7年度）に基づき、意識啓発をはじめ、様々な分野における施策を展開してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女共同参画についての意識の醸成や仕事と家庭生活の両立のための支援など、数多くの課題が残っています。

今後とも、この計画に基づき、また見直しを行いながら、男女共同参画意識の醸成をはじめ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

主要施策

6-4-1 男女共同参画に関する指針の見直し

実情に即した男女共同参画施策を総合的・計画的に進めるため、「第2次茨城町男女共同参画推進計画」の見直しを行います。

6-4-2 男女共同参画意識の醸成

- ① 広報紙やホームページ、学校教育、生涯学習など様々な媒体・機会を通じ、ジェンダー平等に向けた広報・啓発活動、教育を推進します。
- ② DV^{*52}などの男女間の暴力を根絶するため、広報・啓発活動を推進するとともに、支援等対応マニュアルの作成など相談・支援体制の充実に努めます。

6-4-3 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

- ① 町の審議会や委員会への女性の積極的な登用、企業等における女性の登用の働きかけを行います。
- ② ワーク・ライフ・バランス^{*53}の実現を支援するため、多様で柔軟な働き方や男性の育児休業取得に関する企業等への啓発、男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた町民への啓発などに努めます。
- ③ 女性の継続した就業を支援するため、再就職や起業に関する国等の支援施策の情報提供を行います。
- ④ 女性のエンパワーメントを支援するため、セミナーの開催や女性団体の活動支援を行います。

6-4-4 多文化共生の環境づくり

在住の外国人が安心して暮らせるよう、広報紙やホームページの生活関連情報について、やさしい日本語による表現に努めるとともに、語学ボランティア等による地域日本語教室の開設を検討します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
審議会等における女性委員の占める割合	%	20.2	40.0
男女共同参画講座等の開催回数(累計)	回	0	10

*52 Domestic Violenceの略。配偶者・パートナーからの暴力。

*53 仕事と生活の調和。

6-5 行財政運営



目的と方針

限られた経営資源^{※54}を有効に活用し、自立した地方自治体を確立し、持続的に経営していくため、さらなる行財政改革を積極的に推進するとともに、町民サービスの向上に向け、広域行政を推進します。

現状と課題

少子高齢化・人口減少の急速な進行や産業・経済の低迷をはじめ、地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、限られた経営資源を有効に活用し、自らの地域の未来を自らで決め、具体的な施策を自ら実行することができる、自立・持続可能な行財政基盤の構築が一層強く求められます。

本町では、平成30年度に策定した「茨城町第5次行政改革大綱」（令和元年度～令和5年度）に基づき、行財政改革に積極的に取り組み、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後も、歳入においては、生産年齢人口の減少による町税の減少、歳出においても、社会保障関連経費、公共施設等の老朽化に伴う維持・管理経費、特別会計への繰出金等の増加が見込まれ、将来的な財政の見通しは非常に厳しいものとなっています。また、少子高齢化や人口減少の一層の進行をはじめ、社会・経済情勢の変化に伴う行政需要の増加が見込まれます。

このような状況下においても引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供していくためには、行財政運営全般について不断に検証・評価し、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。

また、広域行政については、社会・経済情勢の変化に伴い、全国的に新たな取り組みが進められています。

※54 人、物、財源。

本町ではこれまで、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」や「茨城県中央地域定住自立圏」による広域的な取り組みを進めてきたほか、令和4年度からは、これまでの定住自立圏の取り組みを一層充実させるとともに、より幅広い分野で連携が可能となる「いばらき県中央地域連携中枢都市圏^{※55}」が形成され、各種の連携事業を開始しています。

今後も、従来からの広域施策・共同事業を引き続き推進するとともに、「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」及び「いばらき県中央地域連携中枢都市圏」における連携事業を積極的に推進していく必要があります。

主要施策

6-5-1 行政改革に関する指針の見直し

これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、さらなる行政改革を総合的・計画的に進めるため、「茨城県第5次行政改革大綱」の見直しを行います。

6-5-2 行政改革の推進

今後の行政需要に対応するため、町民サービスの向上、民間委託等の推進と業務改革、持続可能な財政運営を柱とした、さらなる行政改革を計画的に推進します。

6-5-3 健全な財政運営の推進

- ① 限られた財源の重点的・効果的な配分と事業の合理化・効率化・適正化を進めます。
- ② 収支の均衡を基本原則とし、中・長期的な展望を踏まえた計画的で健全な財政運営を推進します。
- ③ 町の財政状況等を広報紙やホームページ等を通して公開し、財政運営の透明性の確保を図ります。

^{※55} 県中央地域9市町村では、平成28年度に「茨城県中央地域定住自立圏」を形成し、中心市である水戸市と8市町村が協定を結んで各種連携事業を進めてきたが、水戸市が中核市に移行したことを契機に、令和4年度に、これまでの取り組みを一層充実させるとともに、より幅広い分野での連携が可能となる「いばらき県中央地域連携中枢都市圏」に移行した。

6-5-4 財源の確保

- ① 国・県の補助金等の有効活用と新たな財源の確保に努めます。
- ② 課税客体的確な把握に努め、公平かつ適正な賦課を行うとともに、「茨城町町税収納対策基本計画」に基づき、滞納額の縮減や自主納付を推進するなど、さらなる町税収納率の向上に取り組みます。
- ③ 受益者負担の適正化の観点から、各種使用料・手数料等の定期的な見直しを行います。
- ④ ふるさと納税や企業版ふるさと納税の取り組みを効果的に推進し、まちづくりの財源として有効活用していきます。

6-5-5 公共施設等の総合的な管理の推進

「茨城町公共施設等総合管理計画」に基づき、全体的かつ長期的な視点から、公共施設等の効率的な維持管理や建替え、再配置等を計画的に進めます。

6-5-6 広域行政の推進

- ① 効率的な行財政運営の推進と町民サービスの向上に向け、広域施策・共同事業の効果的推進に努めます。
- ② 涸沼の自然や文化を守るとともに、涸沼地域の観光振興や地域経済の活性化を図るため、鉾田市及び大洗町と連携した事業を推進します。
- ③ 茨城県央地域のさらなる発展、住民が安心して暮らすことのできる圏域づくりに向け、圏域経済の活性化、都市機能の向上、生活環境の充実を柱とした、「いばらき県央地域連携中枢都市圏」における各種連携事業を推進します。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
経常収支比率	%	80.6	85.7
町税収納率(現年度分:国保税を除く)	%	99.09	99.30
町税収納率(過年度分:国保税を除く)	%	29.17	29.50

重点プロジェクト

将来像の実現のためには、これまでみてきた第1章～第6章までの31の施策項目ごとに示した主要施策を総合的に推進していくことが基本になりますが、ここでは、選択と集中の視点に立ち、後期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的に取り組むテーマを定めるとともに、その実現に向けた主要施策を抽出し、「重点プロジェクト」として位置づけました。

これら「重点プロジェクト」については、分野横断的な対応等により、町一体となって積極的に推進します。

重点プロジェクト1

みんなが集まる交流・移住促進プロジェクト

重点プロジェクト2

未来へつなぐ教育・文化のまちづくりプロジェクト

重点プロジェクト3

次代につなぐ農工振興プロジェクト

重点プロジェクト4

みんないきいき健康長寿プロジェクト

重点プロジェクト5

みんなで築く環境共生プロジェクト

重点プロジェクト6

みんなが輝く協働プロジェクト

重点プロジェクト1

みんなが集まる交流・移住促進プロジェクト

人口減少対策の重要な柱として、本町への「新たな人の流れ」をつくるため、観光・交流から定住・移住への展開を見据えた交流人口や関係人口の拡大に向けた施策、本町への移住を直接的にサポートする施策を重点的に進めます。

■4-3-2 観光・交流資源の充実(P80)

- 町民や事業者との協働による涸沼自然公園の総合的な魅力の向上
- 「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」の活用、銚田市、大洗町と連携した涸沼への誘客及び交流の推進

■4-3-4 広域的な周遊ルートの充実(P81)

- 広域連携等による「サイクルツーリズム」や「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム」の推進

■4-3-5 農漁業体験等の展開の促進(P81)

- 受け入れ体制の整備と特性・資源を生かした体験プログラム等の充実

■4-3-7 魅力発信の強化と知名度の向上(P81)

- 様々な媒体を活用した町の魅力発信、「いば3ふるさとサポーターズクラブ」への情報共有
- 知名度の向上と魅力発信に向けたフィルムコミッションの取り組みの推進

■5-4-4 定住・移住希望者の掘り起こし(P94)

- ウェブサイトやパンフレットの内容充実、東京圏等におけるイベントへの参加

■5-4-5 定住・移住に関する相談・支援体制の強化(P95)

- 暮らしの情報「根ほり葉ほり聞いてみました!」の発信による町への定住・移住の促進
- 転入者への住宅リフォームの支援、定住・移住希望者への効果的な支援施策の検討・推進

重点プロジェクト2

未来へつなぐ教育・文化のまちづくりプロジェクト

新しい時代を生き抜く人材の育成、心豊かで健やかな町民生活の実現を目指し、教育・文化・スポーツ環境の一層の充実に向けた施策を重点的に進めます。

■3-1-2 生きる力の育成を重視した教育活動の推進(P60)

- 認定こども園・幼稚園における教育内容の充実、認定こども園・幼・小の連携強化
- 新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向けた学力の的確な把握やICT機器の活用、学習指導支援講師の配置をはじめとする特色ある教育の推進
- 豊かな人間性の育成に向けた読書活動の推進や論語の活用、道徳教育・体験学習・人権教育などの充実、「茨城町ふるさと学習」の推進
- 健康・体力の育成に向けた体育、健康教育や部活動の充実、食育の充実

■3-1-4 地域とともにある学校づくり(P61)

- コミュニティ・スクールの取り組みの充実

■3-2-4 特色ある講座・教室の企画・開催(P64)

- 町民教養講座などの充実を核とした多彩で特色ある講座や教室の企画・開催

■3-3-1 スポーツ施設の整備充実(P67)

- 新たなスポーツ拠点となる陸上競技場やサッカー場などを備えたスポーツ施設の整備検討

■3-4-4 文化的施設の整備・活用(P70)

- 文化的施設の整備の計画的推進、ソフト面の充実による有効活用

重点プロジェクト3

次代につなぐ農工振興プロジェクト

本町の基幹産業であり、まちづくりの中心を担う農業の維持・発展、町経済の発展と雇用の創出を目指し、農業の振興に向けた施策、工業団地への企業の誘致を重点的に進めます。

■4-1-1 農業生産基盤の充実(P75)

- 国営緊急農地再編整備事業をはじめとする基盤整備の促進による農地や農道、用排水施設等の整備
- 農地や農道、用排水施設等を保全する地域ぐるみの共同活動の支援

■4-1-2 担い手の育成・確保(P75)

- サポート体制の充実による認定農業者の確保、新規就農者の育成と着実な就農の促進

■4-1-3 遊休農地の解消と農地の集積(P75)

- 農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積や遊休農地の解消

■4-1-4 農畜水産物の生産性の向上・ブランド化の促進(P75)

- スマート農業をはじめとする効率的な生産技術の導入支援等を通じた生産性の向上・ブランド化の促進

■4-1-5 農畜水産物の消費拡大(P75)

- 各種イベントの活用、直売所や商業施設との連携、学校給食への提供等による地産地消の促進
- 様々な媒体を通じた戦略的なPR活動の推進、各地での出展活動やイベントへの参加の積極的推進

■4-2-3 工業団地への企業の誘致(P78)

- 奨励措置をはじめとする優遇制度を活用した誘致活動の推進による工業団地への企業の立地促進

重点プロジェクト4

みんないきいき健康長寿プロジェクト

すべての町民が生涯にわたって健やかに安心して暮らし、長生きできるまちづくりを目指し、保健事業や高齢者支援、地域福祉の充実に向けた施策を重点的に進めます。

■1-1-2 健康づくり支援体制の充実(P25)

- 健康づくりボランティア団体の育成と活動支援の充実
- 健康づくりに関する教室や病態別健康教室等の開催
- シルバーリハビリ体操の普及や介護予防事業の充実
- 各種健診やがん検診の受けやすい体制の整備

■1-1-3 生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底(P25)

- 生活習慣病の発症予防に関する正しい知識の啓発
- 個人に合わせた保健指導の推進等による重症化予防

■1-1-4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実(P26)

- 妊娠期から支援を必要とする妊産婦の早期把握と切れ目のない支援
- 産後うつ病の早期発見・早期支援、乳幼児虐待防止への取り組みなど、関係機関と連携した支援体制の強化
- 乳幼児健診未受診児などの家庭での状況把握と適切な支援

■1-3-2 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進(P32)

- 長生大学をはじめとする生涯学習・文化・スポーツ活動への参加促進
- 高齢者の活躍の場の提供、高年者クラブやシルバー人材センターの活動支援

■1-3-4 地域支援事業の充実(P32)

- 介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業からなる介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 介護予防ケアマネジメントや権利擁護等をはじめ在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の強化等を行う包括的支援事業の推進

■1-5-4 支え合い助け合う地域づくり(P38)

- 高齢者等見守りネットワーク事業「いばらき見守りネット」の充実と活用

重点プロジェクト5

みんなで築く環境共生プロジェクト

涸沼に代表される豊かな自然と共生する美しく快適な生活環境の創造を目指し、環境保全やごみ処理等環境衛生、生活排水処理の充実に向けた施策を重点的に進めます。

■2-1-1 涸沼の保全に関する意識啓発等の推進(P42)

- 「涸沼水鳥・湿地センター(仮称)」を拠点とした涸沼の魅力の発信、多くの人々の交流・学習の推進
- 「茨城町涸沼環境フェスティバル」の開催による涸沼の自然環境についての情報発信、保全意識の啓発
- 涸沼環境学習会の開催による子どもたちが涸沼と町の将来について考えていく場の創出

■2-1-2 涸沼の水質改善(P42)

- 「クリーンアップひぬまネットワーク」と連携したクリーン作戦など水質改善に向けた実践活動の促進

■2-1-3 地球温暖化対策の推進(P42)

- ゼロカーボンシティ宣言表明自治体としてのカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの推進

■2-2-1 ごみの適正処理と5Rの促進(P45)

- ごみの分別や減量化、5Rについての啓発活動の強化、集団資源回収活動の促進など町民・事業者・町の連携・協働による取り組みの推進

■2-2-3 ごみの不法投棄の防止(P45)

- 「茨城町まちをきれいにする条例」の周知、監視体制の強化による不法投棄の防止

■2-3-3 公共下水道の整備(P47)

- 早期かつ低コストな工法の検討・導入による経済効率の高い整備の推進、啓発活動の推進による接続率の向上

■2-3-4 農業集落排水の整備(P48)

- 啓発活動等の推進による接続率の向上

■2-3-5 合併処理浄化槽の普及促進(P48)

- 合併処理浄化槽への転換に対する補助の実施による計画的な補助基数の拡充

重点プロジェクト6

みんなが輝く協働プロジェクト

町民主体のまちづくり、町民や関係団体、民間企業、大学等がともに公共を担うまちづくりを目指し、地域における消防・防災体制の強化や町民参画・協働の促進、コミュニティ活動の活性化に向けた施策を重点的に進めます。

■2-5-4 地域防災力の強化(P52)

- 団員の確保や施設・装備の計画的更新による消防団の充実・強化の促進
- 防災に関する広報・啓発活動の推進、自主防災組織の結成及び育成、活動支援

■2-5-5 総合的な防災体制の確立(P53)

- 情報伝達手段の多重化・多様化による災害に強い総合的な情報伝達システムの構築
- 災害発生時に備えた他自治体や企業、団体等との協力体制の強化

■6-1-2 多様な主体の参画・協働の促進(P97)

- 関係団体や大学、民間企業等との既存の連携事業の継続・充実、新たな連携事業の創出

■6-2-1 コミュニティ意識の啓発(P98)

- コミュニティの重要性や活動状況等に関する広報・啓発活動の推進、地域間の情報交換の促進

■6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援(P99)

- 「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」の内容充実と活用促進による行政区の活性化等を目的とした活動等に対する支援
- 集落支援員制度や地域おこし協力隊制度を活用したコミュニティ活動への協力・支援

資料編



茨城町第6次総合計画後期基本計画策定経過

期 日	会議等	内 容
令和3年 8月 3日	第1回策定委員会	●後期基本計画策定方針及びスケジュールについて
令和3年 9月 3日～ 令和3年 9月24日	まちづくりに関する 町民アンケート調査	●満18歳以上の町民3,000人(無作為抽出)を対象に実施
令和3年11月16日	ワーキングチーム会議	●後期基本計画策定方針及びスケジュールについて
令和3年11月24日～ 令和3年11月26日	庁内調査 (ワーキングチーム員)	●前期基本計画の達成状況及び後期基本計画策定に向けた検討に係るヒアリング
令和4年 2月18日	第2回策定委員会	●町民アンケート調査結果報告 ●前期基本計画各施策に係る達成状況報告
令和4年 3月17日	第1回総合計画審議会 (書面協議)	●後期基本計画の諮問 ●後期基本計画策定方針について ●前期基本計画各施策に係る達成状況報告 ●町民アンケート調査結果報告
令和4年 7月14日	第3回策定委員会	●後期基本計画(素案)について
令和4年 7月29日	第2回総合計画審議会	●後期基本計画(素案)について
令和4年 9月15日	第4回策定委員会	●後期基本計画(素案)について
令和4年 9月28日	第3回総合計画審議会	●後期基本計画(素案)について
令和4年10月 5日～ 令和4年11月 4日	パブリック・コメント (意見公募)	●後期基本計画(案)について
令和4年10月11日	第5回策定委員会	●後期基本計画(案)に係る住民説明会について
令和4年10月20日	住民説明会	●長岡小学校体育館において実施
令和4年10月21日	住民説明会	●旧川根小学校体育館において実施
令和4年10月25日	住民説明会	●旧上野合小学校体育館において実施
令和4年10月26日	住民説明会	●旧沼前小学校体育館において実施
令和4年10月27日	住民説明会	●旧石崎小学校体育館において実施
令和4年10月30日	住民説明会	●茨城町役場において実施
令和4年11月17日	第6回策定委員会	●住民説明会の実施状況について ●パブリック・コメントの結果について
令和4年11月22日	第4回総合計画審議会	●住民説明会の実施状況について ●パブリック・コメントの結果について ●後期基本計画(案)に対する答申について ●総合計画審議会答申
令和4年11月29日	第7回策定委員会	●後期基本計画の決定について

茨城町総合計画策定条例

○茨城町総合計画策定条例

平成28年9月30日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、茨城町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における茨城町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の町の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画で示した基本方針や各施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、茨城町総合計画審議会条例(昭和45年茨城町条例第14号)第1条に規定する茨城町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城町第6次総合計画後期基本計画の策定について(諮問)

茨城町地政第 110 号

令和 4 年 3 月 17 日

茨城町総合計画審議会会長 様

茨城町長 小林 宣夫

茨城町第 6 次総合計画後期基本計画の策定について (諮問)

茨城町第 6 次総合計画後期基本計画の策定にあたり、茨城町総合計画策定条例（平成 28 年茨城町条例第 28 号）第 3 条の規定に基づき諮問します。

諮 問 理 由

本町では、茨城町第 6 次総合計画を平成 30 年に策定し、令和 9 年度までの基本構想並びに令和 4 年度までの前期基本計画により、目標とする町の将来像「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現に向けて、各種施策を実施してきたところであります。

今般、前期基本計画が令和 4 年度を以って終了するため、令和 5 年度からの町政運営の基本方針となる茨城町第 6 次総合計画後期基本計画について、審議会の意見を求めるものであります。

茨城町第6次総合計画後期基本計画の策定について(答申)

令和4年11月22日

茨城町長 小林 宣夫 様

茨城町総合計画審議会

会長 海老澤 貞 雄

茨城町第6次総合計画後期基本計画の策定について(答申)

令和4年3月17日付け茨町地政第110号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別添「茨城町第6次総合計画後期基本計画(案)」として取りまとめたので答申いたします。

なお、この答申に基づく後期基本計画の推進にあたっては、下記事項に十分留意の上、計画の確実な実現に向け努力されるよう要望いたします。

記

- 1 町の将来像である「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現に向け、当審議会での様々な意見や議論を踏まえ、後期基本計画を着実に進められたい。また、各施策の実施にあたっては、計画に掲げた成果指標の達成に向け、適切な施策の評価・検証を行い、効率的・効果的に取り組みを進められたい。
- 2 人口減少や少子高齢化の急速な進行、地球温暖化の影響による気候変動や激甚化する大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルスによる新しい生活様式の変化など、私たちを取り巻く社会情勢や環境は複雑かつ多様化している。これらの時代の潮流に対応するため常に問題意識を持ち、これまでのやり方にとらわれない新しい発想をもって取り組みを進められたい。
- 3 後期基本計画の推進にあたっては、行政と町民、関係団体、事業者等の多様な主体とが連携し各施策を実施していく必要があるため、町民等と計画の内容を共有できるよう広く周知を図られたい。

茨城町総合計画審議会委員 主な意見

- 1 移住者等の増加を図るために、桜の郷を中心とした大戸地区のような良好な住宅、住環境を確保することが必要と思われる。このため、新たな地域において区域区分の変更や土地区画整理事業による面的整備を検討するなど、引き続き計画的な土地利用の推進を図られたい。
- 2 居住区域の整備など市街地開発事業の検討の際は、専門協議会を設置し、官民連携等を活用し進められたい。
- 3 急速に人口減少が進行する中、特に子どもの数が減少している。子どもの数を増やすために、教育内容の充実や学校施設の整備など、より一層の教育環境の充実を図られたい。
- 4 工業団地等に立地する町内事業者に対して、町民が正規職員として雇用されるように、町も積極的に関わるよう努められたい。
また、町外に居住する町内事業所の就業者について、住環境の整備や転入する際の費用の支援等により本町への移住促進を図られたい。
- 5 町内に児童の遊びに供する児童公園が少ないので、学校跡地の利活用等により整備の検討を図られたい。
- 6 人口減少により就業者が減った際に、住民向けサービス機能等の維持が課題となる。必要なサービスをより効率的に提供することを可能とするため、デジタル技術の活用を優先的に進められたい。

茨城町総合計画審議会条例

○茨城町総合計画審議会条例

昭和45年7月29日

条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、茨城町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、茨城町総合計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験者

(3) 団体代表

(4) 町職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 茨城町新町建設審議会設置条例(昭和31年茨城町条例第69号)は、廃止する。

茨城町総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
町議会議員	澤 秀 雄	茨城町議会議長	
	石川 祐 一	茨城町議会総務・経済建設常任委員会委員長	
学識経験者	田中 耕 市	茨城大学人文社会科学部現代社会学科教授	
	一ノ瀬 彩	茨城大学工学部都市システム工学科助教	
	平澤 協 一	茨城県認定農業者協議会会長	
	山口 哲 也	常陽銀行長岡支店支店長	令和4年3月18日～ 令和4年7月28日
	伊藤 康 太	常陽銀行長岡支店支店長	令和4年7月29日～
団体代表	箭原 和 敏	茨城町農業委員会会長	
	佐藤 勇	茨城町商工会会長	
	海老澤 貞 雄	茨城町区長会会長	会長
	寺内 拓 男	茨城町教育委員会教育長職務代理者	
	木村 みち子	茨城町女性会連絡協議会会長	令和4年3月18日～ 令和4年7月28日
	海老澤 信 子	茨城町女性会連絡協議会会長	令和4年7月29日～
	山口 美知子	茨城町交通安全母の会会長	副会長
	東ヶ崎 静 仁	茨城町民生委員児童委員協議会会長	
	野口 裕 司	茨城町商工会青年部長	
	野原 しげ子	水戸農業協同組合茨城町支部女性部長	

茨城町第6次総合計画後期基本計画

発行：令和5年3月

発行者：茨城県茨城町

編集：町長公室地域政策課

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

TEL：029-292-1111(代表)

URL：<http://www.town.ibaraki.lg.jp/>



茨城町